

- 29 「マンガシ」(1111)
 - 30 「コバルト」(1111)
 - 31 「マグネシウム」(01114)
 - 32 「グリセリン」(01196)
 - 33 燐及窒素肥料(0379及0380)
 - 34 光學硝子(357)
 - 35 極東産絹布(EX459A)
 - 36 工作機械(525A乃至I)
 - 37 「ローリング・ミル」用「シリンダー」(5321)
 - 38 「ポール・ベアリング」(5337ノA乃至F)
 - 39 鐵管(567及567ノ二)
 - 40 鐵製品(572)
 - 41 蓄電池(576ノ三)
 - 42 「コンデンサー」及同部分品(576ノ五)
 - 43 「ニッケル」製品(579A乃至D)
 - 44 「アルミニウム」製品(579ノ二ノA乃至I)
 - 45 貨物自動車(EX624ノ三ノA)
 - 46 精密機械(634乃至同4ノB)
- (B)表中主要品左ノ通り
- 1 地 圖
 - 2 映畫用「フィルム」
 - 3 武 器

昭和十四年十二月二十四日附官報ヲ以テ追加

- 1 酒石酸鹽(0110)
- 2 生護謨(114)
- 3 テレベンチン護謨(115)
- 4 酒石酸(0215)
- 5 酒石酸加里(0216)
- 6 純毛織物(440、441、442、443、444、445)
- 7 交毛織物(445 for 444) (括弧内ハ税番)

輸出要許可品目

- 1 皮 革
 - 2 油
 - 3 綿麻及同絲
 - 4 鐵 鋼
 - 5 鐵 製品
 - 6 非鐵金屬及同製品等百二十品目
- (佛本國「アルゼリア」及佛植民地宛左記品目)

昭和十四年九月十二日附輸出禁止大統領令ノA表ニ追加
 酒石酸ニ付テハ對獨輸出阻止ヲ目的トスル由

中立國向(日本、伊太利ヲ含マズ)輸出許可申請ノ際右商品ヲ再輸出セザル旨ノ證明書ヲ要ス

昭和十五年四月九日附大統領令
同年四月十日附官報公布

伊太利

昭和十四年九月一日附
 勅令九月四日
 日公布即日
 實施
 (註) 下記
 品目ハ一
 九二六年
 法律第一
 九二三號
 (其後數
 回改正追
 加)ノ指
 定品目ニ
 新ニ追加
 セラレタ
 ルモノナ
 リ
 昭和十五年
 二月二十二
 日附緊急勅
 令、官報公
 布ノ日(二
 十六日)ヨ
 リ實施

輸出制限品目

- | | |
|----------------|-------------|
| 1 食糧品 | 2 油 |
| 3 棉花 | 4 絲類 |
| 5 繭 | 6 鐵 |
| 7 銅及各種金屬並ニ其ノ合金 | 9 自動車 |
| 8 硫黃 | 11 飛行機 |
| 10 汽船 | 13 礦油 |
| 12 木材 | 15 皮革 |
| 14 「アルコール」 | 17 金其他約六十品目 |
| 16 パルプ | |
- 水銀(鑛石及製品)

本勅令ニ依リ組織
 セラレタル關係省
 代表者ヨリ成ル委
 員會ノ許可ヲ要
 ス、差當リ商品ノ
 種類、代金支拂方
 法等考慮ノ上比較
 的寛大ニ取扱居ル
 由デアル

現下ノ狀勢ガ繼續
 スル限リ少クトモ
 今後二年間水銀鑛
 發掘カラ水銀ノ消
 費迄ヲ特別監督ニ
 置キ右期間中通商
 協定ノ規定ニ依ル
 場合ヲ除キ輸出ヲ
 禁止ス

昭和十五年
七月十五日
附大藏省令
七月十九日
ヨリ實施

- (1) 現行關稅定率表揭記ノ全商品
- (2) 1 或種食糧品
- 2 果實
- 3 飲料
- 4 嗜好品
- 5 各種織物
- 6 レース類
- 7 水銀
- 8 大理石
- 9 陶磁器
- 10 硝子
- 11 工藝品
- 12 化粧品
- 13 化學製品
- 14 藥品
- 15 染料
- 16 塗料
- 17 文房具
- 18 樂器
- 19 ボタン
- 20 玩具
- 21 フィルム其他二百八十品目

- 3 飲料
- 6 レース類
- 9 陶磁器
- 12 化粧品
- 15 染料
- 18 樂器

(イ) (1)ニ付テハ輸出ヲ禁止ス但シ大藏省ハ爲替省ノ同意ヲ經テ右例外ヲ認ムルコトヲ得

(ロ) 稅關ハ輸出餘力アル上記(2)記載商品ニ付テハ許可ヲ與フルコトヲ得

(ハ) 本令ハ「アルバニア」ニモ適用アリ

昭和十四年
八月二十六日
閣議決定

昭和十四年
九月二日附
閣令

昭和十四年
九月二十二日
戰時輸出入
取締令公布

食糧品、液體燃料、金屬、綿布類

全商品

但シ大多數商品ノ輸出ハ特別ノ許可ヲ必要トスル旨臨時の命令ヲ發セリ

政府ノ許可ヲ要ス

輸出入ヲ許可制トス需給ノミナラズ中立確保ノ爲ノ政策的取締(輸入品ノ使途ニモ及ブ)ヲモ爲ス

白耳義

昭和十四年
八月二十五
日附王令

昭和十四年
八月三十一
日官報ヲ以
テ公示

- 1 主ナル食糧
- 4 通信機關
- 7 藥品
- 2 各種ノ武器彈藥類
- 5 燃 料
- 3 運輸機關
- 6 非鐵鑛石及金屬

- 1 獸毛及羽毛
- 3 木材「バルプ」
- 5 毛絲及綿絲
- 8 「シザル」及其ノ他織物纖維竝ニ同製品
- 9 石 鹼
- 2 各種木材（挽キタルモノヲ含ム）
- 4 石灰及「セメント」
- 6 大 麻
- 7 亞 麻
- 10 鐵ヲ含ム鑛及金屬製品

輸出入及通過ニ特
別許可ヲ要ス

上記商品ノ輸出入
及通過ニハ豫メ許
可ヲ要スル旨ノ法
令ヲ公示シ右實施
期日ハ經濟省ニ於
テ各場合ニ之ヲ定
ムルコトトセル處
三十日經濟省令ハ
上記品目ノ内鐵鑛
鋼材藥狀ノ亞麻、
水ニ漬ケタル亞
麻、皮ヲ剥ギタル
亞麻及亞麻屑、綿
絲、毛絲、麻絲及
「シザル」絲ニ關シ
テハ八月三十一日
ヨリ之ヲ實施スル
旨規定セリ

昭和十四年九月十日附官報告示

穀物並ニ同製品

- 1 檻 糶
- 2 古 繩
- 3 屑 絲(六〇五)
- 4 紙屑刷リ損ジ紙
- 5 製紙用古本(七二二)
- 6 故 鐵(九三四)
- 7 故銅器物鏽屑、殘物及破片(九三五)(括弧内ハ稅番)

石灰石及右以外ノ洋灰石灰製造用石類

昭和十四年十一月二十九日官報ヲ以テ公布シテ二月一日ヨリ實施(十一月二十五日附勅令)

- 1 飼料、工業用及植林用種子類(稅番一〇六)
- 2 果實、漿果及種子類ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ(稅番一〇八)
- 3 「ガム」、「ガム」樹脂及樹脂(稅番一一八)
- 4 錫鍍シタル鐵板(稅番八八三b)

食糧補給ヲ圓滑ニシ價格昂騰ヲ抑制スルニアリ

上記各品目ハ輸出許可制ヲ適用サル

輸出ニ對シ豫メ許可ヲ要ス
本勅令ハ一九三五年五月二十三日白「ル」經濟同盟條約第二條ニ基ク

輸出及通過ニ際シ白耳義「ルクセンブルグ」經濟同盟條約一九三五年五月二十三日)第二

條ノ規定ニ基ク特別許可ヲ要ス

十一月十六日以降輸出及通過ニハ豫メ許可ヲ要セス

輸出(入)及通過ニ際シ豫メ白「ル」經濟同盟第二條ニ基ク許可ヲ要ス

濟省令、十六日ヨリ實施

昭和十四年十二月二十四日附官報公布即日實施

- 5 「ニス」塗及印刷シタル鐵板(稅番八八三e)
- 6 錫鍍シ、又ハ錫鍍シ且「ペイント」塗シ、或ハ錫鍍シ且「ニス」ヲ塗シタル鐵板製ノ箱(稅番九〇二〇)
- 7 印刷シタル鐵板製ノ箱(稅番九〇二〇)
- 8 自動車ノ車臺、車體座席(稅番一一〇〇)
- 9 「テレビン」油精(稅番一一二)
- 10 暖房用放熱器(稅番一〇六〇)
- 11 梨、(生鮮ノモノ)(稅番九三)
- 12 林檎(生鮮ノモノ)(稅番九五a)
- 13 葡萄、生鮮ニシテ漬シタルモノ以外ノモノ(稅番九八a3)
- 1 家兔及獵鳥獸類
- 2 天然蜜
- 3 毛 皮
- 4 穀粉以外ノ粉
- 5 土及石
- 6 各種灰、石炭以外ノ礦物性燃料
- 7 鑛油以外ノ瀝青物質
- 8 果實又ハ植物製品
- 9 各種食糧品
- 10 酒精製品及酢、醋酸
- 11 糊及「ゼラチン」
- 12 油脂商品及同類似品
- 13 皮 製 品
- 14 腸 製 品
- 15 木材製品
- 16 紙及同製品
- 17 石及其他礦物製品

昭和十五年
一月二十二日
附經濟省令
公布二月一
日ヨリ實施
三月十六日
附經濟省令
ヲ四月五日
ヨリ實施

建築及家具用材、寄木細工板、指物細工部分品

- 1 狩獵鳥獸(稅番四)
- 2 眞綿(二九)
- 3 天然「マグネサイト」(一五五)
- 4 燐酸「カルシウム」(一六七)
- 5 各種肝臟挽肉(二〇七)
- 6 「ディニトロクロロベンゼン、クロロベンゼン、ディフェニラミン」(三八四)
- 7 各種油脂製品(四五八)
- 8 革製附屬品(四八一)
- 9 綿製寢臺用被布類(五四七)
- 10 護謄「タイヤー」、充填「タイヤー」(七〇四A)
- 11 製紙用「バルプ」(襪襪原料トセルモノ)(七二三A)
- 12 厚紙特殊紙等(七三二F)
- 13 各種耐火煉瓦類(八〇五)
- 14 二金屬製板及三金屬製板(九三七)
- 15 銅、眞鍮「トムバック」及類似合金製薄板(九三八)
- 16 模造金打延薄板(九三九)
- 17 銅製管及導管(九四一)
- 18 加壓セザル押型片板(九四二)
- 19 銅片、鑄タルモノ、浮彫型ヲ附ケタルモノ(九四三)

輸出及通過ニ許可
證ヲ要ス

輸出及通過ニ許可
ヲ要ス

- 20 銅製貯水槽其他容器(九四四)
- 21 銅製織布、磨キ又ハ「ラツク」シタルモノ(九四六)
- 22 銅製格子(九四七)
- 23 展延銅(九四八)
- 24 釘、鋅、綴釘(一部銅以外ノ金屬ヲ用ヒタルモノヲ含ム)、(九四九)
- 25 捻釘、錠針、牝螺旋、螺旋ヲ切りタル管及同種類ノモノノ一部(銅以外ノ金屬ヲ用ヒタルモノモ含ム)(九五〇)
- 26 眞鍮製普通留針(九五二)
- 27 銅製錠門、掛金、南京錠、其ノ鍵(九五二)
- 28 別號ニ掲ゲザル建築用又ハ家庭用銅製品ニシテ銅ノ最少含有量一割ノモノ(九五三)
- 29 「ニツケル」片、鑄造ノモノ、浮彫型ヲ附ケタルモノ等(九六四)
- 30 「ニツケル」工作品、別號ニ掲ゲズ他ニ包含セラレザルモノ(九六七)
- 31 錫製板、薄板、厚板、單ニ展延シタルモノ(九八三)
- 32 薄葉錫(九八四)
- 33 錫製條及線、屢延シタルモノ(九八五)
- 34 錫製管、導管及繼手等(九八六)

35 單ニ鑄造シ又ハ浮彫型ノ錫製諸製品其ノ他ニ加工ヲセザルモノ (九八七)

和蘭

昭和十四年
八月二十五
日ヨリ實施

- 1 羊毛、羊毛製品、
 - 2 棉花、綿製品
 - 3 麻、麻製品
 - 4 其ノ他ノ纖維及纖維製品
 - 5 藥品、繙帶
 - 6 生及加工皮革
 - 7 靴
 - 8 鞣用材料
 - 9 飛行機及同部分品
 - 10 生護謨、「ラテックス」護謨製品
 - 11 自動車用「タイヤ」及「チューブ」
 - 12 「セメント」
 - 13 金屬線
 - 14 鋇力、各種礦物
 - 15 「ベンゾール」及同製品、「コールタール」
 - 16 「アスファルト」
 - 17 各種酸性藥品、「アルコール」
 - 18 武器彈藥
 - 19 「レンズ」及同製品
 - 20 「レントゲン」機械及同「フィルム」
 - 21 瓦斯「マスク」等
- 織物用染料、人造肥料、兔皮、蜥蜴皮、蛇皮、魚皮、鹿皮、「バテントレザー」
- 其ノ後ノ追加品目

和蘭政府ハ國內ノ需要充足ヲ目的トスル豫防手段トシテ上記品目ノ輸出ヲ禁止シタ

(昭和十四年九月十三日着電)
昭和十四年九月十四日追加

- 1 「ペンデン」、「ペトロール」、「ガソリン」
- 2 燃料油、未製鑛油及同製品、潤滑油
- 3 「パラフィン」、「ワセリン」 4 各種羊毛
- 5 「フォスフェート」 6 各種「ソーダ」
- 7 骨、黒檀、動物ノ内臓 8 燐 寸
- 9 人絹及綿製品、「スフ」、毛織物、綿織物、絹織物
- 10 各種護謄材 11 石 鹼
- 12 各種皮革製品
- 1 「アスベスト」 2 塗料、染料
- 3 「ワックス」、「ワニス」、「インク」
- 4 樹 脂 (天然及合成)、「テレビン」油
- 自動車 (トラクターヲ含ム) 自轉車、補助「モーター」其ノ他部分品
- 1 鐵板製品 (汽罐ノ部分品)
- 2 鑄鐵 (未加工ト加工トヲ問ハズ)
- 3 鍛鐵製車軸及丸鐵竝ニ鋼鐵材

更ニ其ノ後ノ追加品目

輸出禁止品目トシテ追加

輸出禁止品目トシテ追加

- 4 鐵道用「レール」及其ノ他ノ附屬部分品、車輛用附屬部分品
- 5 鋼鐵製「ドラム」
- 6 船舶用錨及鎖
- 7 釘、針金、金網、螺旋及其ノ附屬部分品
- 8 牛乳入容器
- 9 銅及銅製品
- 10 鍵、錠前其ノ他ノ附屬部分品
- 11 全部又ハ一部分鉛、亜鉛及錫ヨリ成ル製品 (五十%以上鉛亞鉛ヲ含ム合金製品ヲモ含ム)
- 12 全部又ハ一部分白金ヨリ成ル製品及五十%以上ヲ含ム合金製品 (眞珠、寶石及貴石ト共ニ細工セラレタルモノヲ含ム)
- 13 全部又ハ一部分「ニッケル」又ハ洋銀ヨリ成ル製品 (鍍金セラレタルト否トヲ問ハズ)
- 14 全部又ハ一部分「アルミニウム」又ハ其ノ合金ヨリ成ル製品
- 15 茶、珈琲及珈琲「エッセンス」、蜜等

「カカオ」製品(「チョコレート」同製品ヲ含ム)

輸出禁止品目トシテ追加セラレタルモ既ニ非常時農業法ニ基キ專賣トナツテ居ル

昭和十四年
十月三日附
ヲ以テ追加

輸出禁止追加品目

- 1 紙、「カルトン」紙、纖維素
- 2 鋇力製品
- 3 金屬製「バルブ」
- 4 安全弁及壓力計
- 5 大工道具
- 6 「フィルム」
- 7 「フィルム」屑、寫真板、印畫紙
- 8 木製槽、樽及其ノ部分品
- 9 木製「ドア」、木製窓枠、梁、細工用棧
- 10 「シリンドラー」(壓搾瓦斯容器)
- 11 鑛物
- 12 葡萄酒
- 13 各種硝子類
- 14 各種護謄製品
- 15 セド用機器及同部分品?
- 16 電線、蓄電池
- 17 酢、醋酸、木醋
- 18 「ポタシウム」、曹達化合物
- 19 硫化炭素
- 20 「アルコール」「メチル・アルコール」
- 21 酸化鉛
- 22 「ナトリウム」化合物
- 23 硼酸
- 24 水硝子
- 25 「シヤリ」、硫酸銅
- 26 「ニツケル」及「アルミニウム」硫化物
- 27 鹽酸

上記各品目ハ前記
ノ禁止品目ニ追加
トシテ公布サレタ
モノデアル

(昭和十四
年十月五日
ヲ以テ追
加)

- 28 「アンモニウム」、鹽化「アンモニウム」
- 29 「サッカリン」
- 30 「セルロイド」
- 31 枸橼酸、酒石酸
- 32 「アラビヤ」護謄
- 33 酸化「マグネシウム」
- 34 獸毛、毛絲、(純毛ニアラザルモノモ含ム)、羽毛
- 35 魚網類
- 36 海草
- 37 綿及其ノ他ノ植物纖維及其ノ屑物
- 38 「レース」、「リボン」、紐、「ゴム」紐
- 39 「カーベット」其ノ他ノ敷物
- 40 麻製服地、帆布、靴下
- 41 護謄製品
- 42 雜貨、布製「ベルト」、「ブラッシュ」、刷毛
- 43 筆
- 44 麻及綿製押「ボタン」、絹絲、絹又ハ人絹ト他ノ纖維トノ混
合ヨリ成ル絲、絹ト人絹トノ交ゼ絲
- 45 亞麻製織布、大麻製織布
- 46 「リンネル」交織布、各種毛布
- 47 各種布屑及屑絲
- 48 人絹絲及同原料
- 49 消防「ポンプ」用大麻又ハ「リンネル」製布管
- 50 全部又ハ一部分織布ヨリ成ル製品
- 51 石炭、褐炭、各種煉炭「コークス」

(昭和十四年十一月十八日着電)

昭和十四年十二月十八日着電)

卵(生、冷凍、乾燥シタ卵黃、卵白ヲ含ム)及家禽(加工セルモノヲ含ム)

瀝青及銅製品、織物、糖果(コンフエクションナリー)、工業用機械及同部分品

輸出禁止追加品目
同 右

瑞 典

昭和十四年八月二十八日ヨリ實施

昭和十四年九月十一日

1 動植物(穀物ヲ含ム)

3 食糧品

5 鐵產品(鐵鑛ヲ含ム)

7 皮 革

9 金 屬

11 自動自轉車

2 油 脂

4 原油、「ガソリン」

6 化學製品

8 護 謨

10 卑金屬(銑鐵、屑鐵ヲ含ム)

12 醫療機械

1 鐵鋼屑

3 新聞用紙

5 鐵「レール」、鐵棒

7 「ホットロール」及「コールドロール」

8 鐵及鋼鐵

2 「バルブ」

4 「シリコン」

6 工作器械用鋼鐵

輸出許可制トス

同右ニ輸出許可制
品目トシテ追加ノ
モノ

諾威

昭和十四年
八月二十八
日ヨリ實施

昭和十五年
七月二十二
日着電

魚類、木材、鐵鋼等ヲ除ク商品

外國貿易國家管理

輸出ハ政府ノ許可
ヲ要ス

外國貿易ハ諾威銀
行(國立)ノミ取
扱フコトナツタ

諾威

ラトヴィア

昭和十四年
九月六日發
令

(イ)「ラトヴィア」國鑛產物資(保税地域内ノモノモ含ム)及輸入
濟ノ物資

- | | | |
|----------|------------|-----------|
| (ロ) 1 石炭 | 2 「コークス」 | 3 鐵材、 |
| 4 鉛 | 5 亜鉛 | 6 銅 |
| 7 眞鍮 | 8 「アルミニウム」 | 9 羊毛 |
| 10 綿 | 11 「ゴム」 | 12 燃料及機械油 |

(イ) ハ貿易局ノ許可
ナキ限り輸出ヲ
禁止セラル

(ロ) ニ付テハ輸出ヲ
禁止セラル
但シ右商品モ
「ラトヴィア」國
通過ノ時税關倉
庫ニアル外國人
所有ノモノナル
時ハ撤出自由ト
ス

ラトヴィア

芬 蘭

昭和十四年
九月二日附
大統領令
(或種物資
ノ輸出禁止
ニ關スル命
令第二四五
號)

- | | | |
|------------------------------|-----------------|----------|
| 1 生動物 | 2 珈 琲 | 3 茶及藥味穀物 |
| 4 製粉、麥芽、澱粉 | 5 採油用種子及油質果實 | |
| 6 雜種子及果實 | 7 工業用又ハ藥用植物 | |
| 8 飼料(綠又ハ乾) | 9 タンニン、染料材料及エキス | |
| 10 ガム、樹脂及其ノ他ノ植物汁 | 11 動物及植物性油脂、蠟類 | |
| 12 肉 | 13 魚製品 | |
| 14 砂糖又ハ菓子ノ外皮又ハ「マラセス」 | 16 粉製品 | |
| 15 ココア及其ノ製品 | 18 煙 草 | |
| 17 アルコール飲料及酢 | 20 石灰及「セメント」 | |
| 19 土及石 | | |
| 21 礦滓及灰 | | |
| 22 燃料用礦油、礦油類及其ノ精製品 | | |
| 23 化學藥及醫藥品 | | |
| 24 寫眞用フィルム、乾板、印畫紙 | | |
| 25 化學藥染料及塗料、黑鉛、鉛筆 | | |
| 26 石鹼、蠟燭、鹼化油ヲ用ヒタル潤滑油、洗滌用鹼化油脂 | | |
| 27 「カゼイン」、「アルブミン」 | | |
| 28 「ゼラチン」及膠 | 29 各種衣服 | |
| 30 爆發藥、花火、燐寸及其ノ他發火性物 | | |

輸入困難ノ國內要
物資ニ付輸出許可
制ヲ實施ス尙同命
令ヲ以テ一九三九
年九月一日附屬鐵
其他金屬屑ノ輸出
禁止命令ハ廢止セ
ラル

昭和十四年
九月十二日
附大統領令
(命令第二
七〇號)

- 31 肥料
- 32 皮類、革製品、毛皮
- 33 護謨及同製品
- 34 木材及木製品
- 35 生絲、人絹、人絹製品
- 36 羊毛、馬毛及其ノ他ノ獸毛
- 37 棉花、其他ノ植物纖維、「フェルト」、單撚絲、繩製品
- 38 工業用特種織物、靴下、襪、履物、帽子
- 39 石及礦物製品、寶石、貴石及貴金屬並同製品
- 40 鐵及銅
- 41 銅、「ニッケル」、「アルミニウム」
- 42 鉛、亞鉛、錫
- 43 其ノ他卑金屬、「アンチモニー」及「ビスマス」
- 44 蒸汽機關、機械類
- 45 自動車、自動自轉車、其他ノ乗物、航空機、汽船
- 46 光學器械
- 47 義齒、義眼、解剖模型
- 1 「テレビン」油
- 2 燃料材
- 3 樅、松材
- 4 製紙用「パルプ」
- 5 新聞用紙
- 6 硝子屑

(一九二四年十月
二十四日附法律第
二十四條ニ基ク)
追加品目

丁 抹

昭和十四年
八月二十四
日附公布

品目ハ大體瑞典ノ分ト同様ナリ

暫定的輸出禁止ニ
關スル勅令

蘇聯邦

昭和十四年
九月九日同
地新聞發
表、外國貿
易人民委員
部ノ權限

不利ナル法律、行政命令、行政上或ハ裁判上ノ慣行又ハ爲替管
理ヲ設クル諸國ニ對シ蘇聯ヨリノ輸出並發送濟若クハ發送前ノ
商品ノ送達ヲ制限又ハ禁止ス

蘇聯邦

獨逸

昭和十四年三月二十五日附輸出入禁止法及同二十七日附施行細則ヲ其儘運用ス
開戦後輸出禁止品トシテ追加
一九三五年十一月六日附法律ヲ九月五日附ヲ以テ通商貿易ニモ適用スルコトトセリ

輸出入禁止法規定品目

三十萬分ノ一以上ノ獨國地圖及海圖、之等地圖入りノ旅行案内書類

兵器彈藥類

主管官署(主トシテ商品管理所)ノ許可ナキ限り輸出入ヲ禁止ス

獨逸

土耳其

昭和十四年
八月三十一
日ヨリ實施

昭和十四年
九月八日決
定

昭和十四年
十一月七日

昭和十四年
九月四日法
令第二
一八六七
號公布即日
實施

液體燃料、礦油

(イ) (輸出禁止品)

- 1 麥、米其ノ他農産物
- 2 牛皮製品
- 3 「モヘヤ」、油脂、罐詰
- 4 毛絲及製品、麻絲布
- 5 染料
- 6 「トタン」板、電線
- 7 運輸器材(戰車等)

(ロ) (許可ヲ要スルモノ)

- 1 羊皮
- 2 「オリーブ」實
- 3 棉花、綿絲布

「オリーブ」及棉實

(甲 號)

- 1 小麥、裸麥、雜種穀物、獨逸麥、大麥、燕麥
- 2 玉蜀黍、粟、米、精白麥
- 3 豌豆、隱元豆埃及豆、扁豆、小豌豆
- 4 無花果、「ヤハズムンドウ」
- 5 馬鈴薯、棉實、玉葱、菲、糠、秣、藁

農畜產品ノ制限ヲ
緩和シ許可品目ヲ
リシ上記二品目ハ
自由トナル

絕對輸出禁止品ト
シテ指定サル

6 食用油、動物油、植物油	7 山羊毛
8 袋繩大麻並大麻製品、亞麻種子	
9 牛皮、水牛皮、野生及半飼養犢皮	
10 石鹼、曹達	11 茶、珈琲「カカオ」
12 生キタル動物、肉	13 生キタル家禽、殺シタル家禽
14 各種罐詰、各種「チーズ」	15 各種紙
16 各種染料	17 鐵板並「トタン」板、鐵條網
18 各種製作用木材	
19 羊毛、羊毛絲、毛織物並羊毛製品	
20 亞麻絲、亞麻織物並亞麻製品	
21 硫 黃	22 綿 屑
23 「コークス」	
24 「メリケン」粉、挽割麥並同上製品	
25 錫、「アンモニア」、鹽	26 各種索條並鎖
27 彈性護謨並同上製品	28 括帆索
29 陸海運送具	
(乙 號)	
1 「モヘヤ」	2 腸 蜜 蠟
3 小家禽皮	4 卵

許可ヲ得テ輸出スルコトヲ得ル品

昭和十四年十一月六日法令第二一二三〇一號ヲ以テ解除

九月四日法令 (甲號ノ内)

- 5 「オリヅ」
- 6 胡 麻
- 7 木綿、綿織物並同上加工品
- 8 蠶豆、大豆

解除ニヨリ輸出自由トナリタルモノハ主トシテ農産品デアアル

小豌豆、豌豆、埃及豆、隱元豆、扁豆、小隱元豆、無花果、「ヤハズユンドウ」、粟、棉實、糠、「ペリナ」油、牝山羊毛、「オレフ」油、大麻、亞麻種子、各種罐詰、製作用木材中乾燥セル山毛櫸並縱、「マカロニ」、椿山茶英、黃楊等ノ棒 (乙號ノ内)
「モヘヤ」、腸、蜜蠟、小家禽皮、卵、「オリヅ」、胡麻、蠶豆、大豆等

葡萄牙

茲ニ昭和十四年九月七日附大統領令(輸出入統制令)第二九九〇四號ヲ同日附官報ヲ以テ公布實施セラルガ同令第一條及第二條ニ基キ九月十八日商工省令第九三一六號ヲ以テ下記物資ヲ輸出許可品ニ指定

昭和十五年(六月二十四日着電)

1 金屬類

アルミニウム、同上合金、鉛塊及鉛延板、銅塊、銅板、銅合金、錫地金、錫延板、銑鐵、鋼鐵、鐵板、鋼鐵板、精製銑鐵及鋼鐵、ブリキ、其他金屬屑

2 機械類

冶金工業用器具、冶金工業用機械及其ノ附屬品、紡績工業用機械、發電機、水力發電機及火力發電機

3 雜品

ゴム及ゴム屑、石炭、羊毛屑、紙屑、魚油及鯨油、パルプ、檻襪

硫酸
銅

爾後事態ノ推移ニ應ジ通牒又ハ省令ヲ以テ隨時各種商品ノ輸出入ノ禁止又ハ統制ヲ爲ス
上記物資ノ輸出ニハ商工大臣ノ許可ヲ要ス
商工大臣ハ商工組合技術會議ニ諮リ決ス

商工大臣ノ許可ヲ要ス

昭和十六年
一月四日附
通商局日報
一九四〇年
十月二十一日
公布

輸出許可制品目

- (A) (左記品目ノ輸出ニハ商工組合技術審議會ニヨリ發給ノ許可ヲ要ス)
砂糖、茶、カカオ、大麥、燕麥、蠶豆、秣、椰子纖維、大麻エ
スパルト、ジュート、麻、シザル、其他ノ植物纖維、漁網及同
上製造用織物、包装用依及袋機械及工具、器具、鐵具、車類、
紙及紙屑、パルプ櫃樓、木材、煙草(原料及製品)ゴム、ゴム
類似品ノ原料及製品並ニ屑、電氣用材料タイプライター、騰
寫版、計算器、タングステン鑢、錫鑢、鑛鑄滓、石油及同派
生品、瀝青、魚粉、魚油、鯨油、履物類
- (B) (左記品目ノ輸出ニハ麵麵協會發給ノ許可ヲ要ス)パン製造
用穀物及穀粉、食用捏物
- (C) (左記品目ノ輸出ニハ動物製品組合及右ノ委任ニヨリマデイ
ラ乳製品組合發給ノ許可ヲ要ス)
動物、バター、チーズ、ラード、豚脂、人造バターヘッド及
其ノ他動物性工業用脂
生肉(調理品及罐詰)
- (D) (左記品目ノ輸出ニハオリーブ組合ヨリ發給ノ許可ヲ要ス)
オリーブ實、オリーブ油落花生油
オリーブ殘滓油
- (E) (左記品目ノ輸出ニハ鱈取引調整委員會ヨリ發給ノ許可ヲ要
ス)
鱈
- (F) (左記品目ノ輸出ニハ米穀取引調整委員會ヨリ發給ノ許可ヲ
要ス)
米
- (G) (左記品目ノ輸出ニハ棉花取引調整委員會ヨリ發給ノ許可ヲ
要ス)
棉花及綿屑
綿絲、綿布
フェルト及同製品
- (H) (左記品目ノ輸出ニハ金屬取引調整委員會ヨリ發給ノ許可ヲ
要ス)
石炭、鑛物性及植物性ノ同種品
- (I) (同 右)
金(鑄造及薄板)
錫(鑄塊)

葡國政府ハ經濟省
令第九、六七〇號
ヲ以テ左ノ要旨ノ
輸出(入)許可制
ノ省令ヲ公布シタ
(一)左記各項ニ該當
スルモノハ經濟
省ノ認可ヲ要ス
(1)本令附屬表
(上掲)ニ列記
セラルル商品
ノ輸出
(2)輕貨物ノ再輸
出及通過
(二)前條ニ謂フ認可
トハ商工組合技
術審議會、若クハ
附屬表ニ規定ス
ル組合經濟調整
機關ノ發給スル
許可ニ依リ行ハ
ル
(1)西班牙貿易ニ
關スル許可ハ
一九四〇年七
月二十三日緊

- (I) (同 右)
金(鑄造及薄板)
錫(鑄塊)

急令第三〇、
六一〇號ノ規
定ニ從ヒ從前
通り組合技術
審議會ニ依リ
發給セラル
(2)再輸出通過貿
易ニ對スル許
可ハ常ニ組合
技術審議會ニ
依リ發給セラ
ル
(3)特別規定ニ準
據スル輸出
(入)、若クハ
組合、經濟調
整機關ノ發給
スル許可又ハ
指令ニ據ラザ
ル可カラザル
輸出(入)ハ本
令ノ規定ニ反
セザル限り從
前通り右特別
規定ニ準據ス
ベシ

鐵及鋼鐵（鑄造、薄板及鍛鐵）
 亞鉛、鋳力板、全テノ金屬
 (J) (左記品目ノ輸出ニハ食油、種子植物油、調節委員會發給ノ許可ヲ要ス
 工業用植物油
 含油種子
 石 鹼

(K) (左記品目ノ輸出ニハ化學品取引調整委員會發給ノ許可ヲ要ス)
 肥料、殺蟲劑
 一九四〇年五月二十一日附省令第九、五三三號列舉ノ物品

(L) (左記品目ノ輸出ニハ毛織工業協會發給ノ許可ヲ要ス)
 毛 絲
 毛織物、フェルト及同上製品

(M) (左記品目ノ輸出ニハ植民地珈琲組合發給ノ許可ヲ要ス)
 珈 琲

(三) 前條ニ謂フ許可トハ經濟省ノ許與スル認可ノ範圍ニ於テ同省ノ發スル指令ニ基キ發給セララル右指令ハ組合技術審議會ヨリ其ノ他ノ諸機關ニ示達セララル
 (四) 一九四〇年六月十三日附省令第九、五五三號ノ規定ハ從前通りトス
 右ノ輸出許可制ニ關シテハ本邦輸出ニ影響ナシト傳ヘラル
 尙、同令ノ輸入ニ關スル項目ハ本圖書（輸入ノ部）本年第一號三八頁參照

三 米 洲

三米

冊

(三) 米 洲

國名	年月日	禁止又ハ許可品目	備考
米 國	昭和十四年 (十月二十一日着電)	軍需資源	政府ノ注意ニヨリ 上記品目ハ事實輸 出停止トナレリ
	昭和十四年 十二月十六日 國務省關係業者ニ勸 獎	飛行機及同材料「アルミニウム」及「モリブデン」	同上品目ノ道義的 輸出禁止トナル
	昭和十四年 十二月二十日 國務省發 表	飛行機用「ガソリン」製造機械、同計畫、設備及製造機	政府ハ上記品目ノ 外國向讓渡禁止ヲ 德意シ特定國家向 引渡禁止制トシタ
	一九三六年 鍍力屑保存 法ニ基キ一 九四〇年度	鍍力屑輸出割當	國內保持ノ見地ニ 出ツ (イ)一九四〇年度ノ 割當七、二六〇

米 國

ノ輸出割當
量發表

昭和十五年
七月二日裁
可ノ國防強
化促進法ニ
基キ七月五
日以降實施

(一) 武器、彈藥、及其他ノ戰爭資材
(一九三七年五月一日附中立法施行ニ關スル大統領布告即中
立法武器輸出許可制施行細則ニ規定セラルルモノ)

應トシ之ヲ三十
五社ニ割當ツ
尙五十「トン」
以上ノ割當ヲ受
ケタルモノニ對
シテハ最初ノ六
ケ月ニ其ノ五割
以上ノ輸出許可
ヲ與ヘズ
(ロ) 軍需統制局ハ必
要ト認メル場合
ハ前記割當並ニ
輸出許可ノ取消
又ハ變更ヲ爲ス
コトヲ得ル

輸出許可制
(イ) 國務長官ハ本件
規則ニ從ヒ又ハ
輸出統制管理官
ノ報告ニ基キ輸
出許可證ヲ發給
ス
(ロ) 尙大統領ハ今後
必要ニ應ジ更ニ

(二) 左記物資及之ヲ含有スル製品 (二十六種)

- 1 アルミニウム
(金屬アルミニウム及粗製或ハ半製ノ合金、並ニ含有量一〇%以上ノ屑)
- 2 アンチモニー
コンセントレート、(撰鑛) 粗製アンチモニー鑛、合金、アンチモニー化合物
- 3 石 綿
粗製又ハ半製石綿ニシテ四分ノ三吋又ハソレ以上ノ長サノ織維ヲ有スルモノ
- 4 クローム
(クローム鐵鑛、金屬クローム一〇%ヲ超ユル「クローム」ヲ含ム合金、「クロマイト・レフラクトリー」及クローム化合物)
- 5 棉花リントー
- 6 亞 麻
亞麻及亞麻ヲ含ム布、但シ衣料或ハ家具ニ製造セラレタルモノヲ除ク
- 7 黑鉛 (石墨)

品目ヲ追加スヘ
キコトアルベク
(ハ) 政府係官ハ仕向
地方權典亞米利
加諸國タルコト
明ナル場合ハ恐
ラク發給セラル
ベシト述ブ
(ニ) 今回ノ適用ハ一
般的ナリト報ゼ
ラル

右輸出許可制ハ九
月十七日以降比律
賓向輸出ニモ適用
スルコトトサルル
モ比律賓ヨリノ對
外輸出ニハ從來通
リ適用セザル旨國
務省ヨリ在比「ハ
イコムミツシヨナ
1」宛通達アリタ
ル由九月十八日附
同事務所發表

- 鱗片黒鉛坩堝、レトルト及寒子
- 8 皮革(牛及馬革)
- 9 工業用ダイヤモンド
- 10 マンガン
- 11 マグネシウム
- 金屬マグネシウム及粗製及半製ノ合金、含有量一〇%以上ノ屑
- 12 マニラ麻
- 13 水 銀
- 水銀鍍及コンセントレート竝ニ金屬水銀
- 14 雲 母
- 雲母塊、板及ビ薄葉竝ニ半製品
- 15 モリブデン
- モリブデン鍍、コンセントレート、金屬、含有量一〇%以上ノ合金、モリブデン化合物
- 16 光學硝子
- 17 プラチナ類
- 18 石英結晶、電氣及光學用石英結晶
- 19 キニーネ

- 規那皮及規那ヲ抽出スル「シンコナ」竝ニ硫酸キニーネ
- 20 護 謨
- 粗製ゴム再製ゴムニシテ五%ヲ超ユル護謨ヲ含ムモノ
- 21 絹
- 生絲及屑絲
- 22 錫
- 錫金屬、粗製及半製ニシテ五%ヲ超ユル錫ヲ含ム合金鍍力屑及錫ヲ含ム金屬ノ鍍金物屑竝ニ其他ノ錫及錫合金屑
- 23 「トルオール」
- 「トルオール」及「コールタール」ヨリ蒸溜セル輕油
- 24 タングステン
- タングステン鍍、コンセントレート、含有量五%以上ノ合金
- タングステン化合物
- 25 ヴアナヂウム
- ヴアナヂウム鍍、コンセントレート、含有量一〇%以上ノ合金及ヴアナヂウム化合物
- 26 羊 毛
- 脂付、或ハ脫脂羊毛、皮付或ハ拔毛乃至剪斷スルニ當リ脫脂セルモノ

(三)左記化學製品(十一種)

- 1 「アンモニア」及び同化合物
 - 2 鹽 素
 - 3 「ヂメチールアニリン」
 - 4 「ヂフェニールアニリン」
 - 5 硝 酸
 - 6 硝酸鹽
 - 7 「ニトロセルローズ」
但シ一二%以下ノ「ニトロゲン」ヲ含ムモノ
 - 8 曹達石灰
 - 9 無水醋酸曹達
 - 10 「ストロンチウム」
 - 11 化學用發煙硫酸
- (四)左記製品
- 1 前掲中立法武器輸出許可制施行細則ニ規定セラレ居ル以外ノ飛行機及同部分品
 - 2 同ジク装甲板
 - 3 防弾性硝子
 - 4 透明「プラスチック」
 - 5 砲火操作作用及飛行機裝備ノ光學器具
- (五)左記工作機械
溶解或ハ鑄造、「プレス」切削或ハ研磨(動力ニ依ルモノ)鍛接用ノ各種金屬機械

昭和十五年
七月二十五
日大統領令
署名七月二
十六日公布
八月一日ヨ
リ實施

(甲) 石 油 製 品

(一)航空機用揮發油
(高オクタンガソリン、炭化水素及炭化水素混合物(原油ヲ含ム)ニシテ沸騰點華氏七五度乃至三五〇度ヲ有シ、一「ガロン」ニ對シ三CC以下ノテトラエチル鉛ヲ添加スルコトニ依リASTM試驗法ヲ以テ測定セルオクタン價八七ヲ超ユルモノ又ハ或種物資ニシテコムマーシヤル蒸溜法ニ依リ前記ノ如キ「ガソリン」、炭化水素又ハ炭化水素混合物ヲ三%以上分離シ得ルモノ)

(二)航空機用減摩油
(即チ華氏二一〇度ニ於ケルセーボルト粘度計ニ依リ測定セル粘度九五(秒)以上ニシテ粘度係數八五以上ノモノ)

(乙) 「テトラエチル」鉛、純「テトラエチル」鉛、「エチルフルード」又ハ「ガロン」中ニ「テトラエチル」鉛三CC以上

輸出許可制
七月二日附軍需品
輸出許可制ニ上記
商品ヲ追加ス
右上記商品中石油
製品テトラエチル
鉛及層鐵ニシテ八
月一日午前零時以
前船積ノモノハ輸
出許可ヲ要セザル
旨二十七日各米内
稅關長宛訓令セリ
七月三十一日航空
用「ガソリン」輸
出ハ西半球諸國向
ノミニ限定シ米人
所有會社ノ運營ノ
爲前記地域外ニ於
テ必要トセラルル
「ガソリン」ハ右
例外ナル旨發表セ
リ尙右輸出許可制
ハ比島ニハ適用ナ
キ旨訓令セリ

ヲ含ム混合物資
(丙) 一級ヘビーマルテイングスクラップ(屑鐵)

昭和十五年
九月十二日
附大統領令

輸出許可制品目
(一) 航空機發動機用燃料及テトラエチル鉛精製ニ使用サルベキ一切ノ機械類

(註)
(イ) 航空機用ガソリン及微量ナルモ高オクタン價ガソリンヲ抽出スルコトヲ得ル原油其他ノ物資ヲ含ム、從ツテ普通「モーター」用ガソリン及其ノ原油モ包含セラレ右種目ハ未決定ナルガ故解釋如行ニヨツテハ廣汎ナ品目迄擴張セラルル虞ガアル
(ロ) 本許可制ハ表面的デアルガ之ガ許可取付ハ事實上困難デアル

輸出許可制

昭和十五年七月二日附國防強化法ニ

同月十三日
附公布即日
實施

(二) 前記機械類ノ製作及運轉ニ關スル一切ノ設計及規畫
(三) 航空機及航空機用發動機ノ設計及構造ニ關スル設計、規畫、記述書類其他技術的情報全部

輸出許可制品目

軍用光學機械類—照準器、軍用探照燈、航空機用寫真器、其他軍用諸光學機械類

輸出禁止品目

屑鐵鋼(規格七十五品目全部)

昭和十五年
九月三十日
公布大統領令
十月十六日ヨリ實施

基ク輸出許可品目ニ上記品目ガ追加セラレク

上記追加品目ハ新ニ輸出許可制トナル

對日輸出禁止
七月二十六日附公布ノ輸出許可制ニ依リ許與セラレタル屑鐵鋼(ヘヴィメルトイング第一級品)デ輸出許可證デ未輸出ノモノハ十月十五日ヲ以テ全部無効トシ十月十六日以降ハ屑鐵鋼全部(七十五品目)ニ輸出許可

十一月十五日附國務省通牒(七月二十日同二十日附大統領令ニ依ル)

要輸出許可品目

(飛行機、同附屬品、光學機械、工作機械、石油製品「テトラエチル」鉛、屑鐵及或種生産設備並ニ設計圖)

昭和十五年十二月四日公布

輸出許可品目

左記四十一種ノ手動又ハ中古工作機械

制ヲ實施シ西半球諸國及英國ノミニ之ヲ許可スル

輸出許可制實施
許制不適用デアツ
タ自由貿易地帯ヲ
通ジアンチモニ
皮革、マンガン、
水銀、護謨、錫、
タングステン、石
油、及屑金屬類ノ
再輸出防止ヲ目的
トシ上記物資ハ今
後一九三四年六月
十八日附外國貿易
地帯法規定ノ前記
自由貿易地帯ニ存
スル場合モ本件許
可制ノ適用ヲ受ク
ルコトナッタ

輸出許可制
但シ昭和十五年十
二月十一日午前零

十二月十一日ヨリ實施

- 1 各種中古又ハ再製工作機械 (All used or rebuilt machine tools of any description)
- 2 パイプスレツスインシ機 (Pipe threading machine)
- 3 金切用帶鋸 (Metal cutting band saws)
- 4 機力動輪鉸鋸 (Power driver hack saws)
- 5 キー据付機 (Key seating machines)
- 6 圓盤研磨機 (Disc grinding machines)
- 7 車輪及機關車車輪ノハス (Car wheel and locomotive wheel presses)
- 8 削目機ギヤ (Burring machines-gear)
- 9 面取機ギヤ (Chamfering machines-gear)
- 10 燃焼機ギヤ (Burning machines-gear)
- 11 平削機クランク (Planerscrank)
- 12 ベンチ・パワー・プレス (Bench power presses)
- 13 鋸研機 (Saw sharpening machines)
- 14 鍵研機 (Filing machines)
- 15 パイプ曲ゲ機 (Pipe bending machines)
- 16 螺條彫グラインダー (Thread chaser grinders)
- 17 磨滑機 (Burnishing machines)

時以前ニ積込完了
シタカ又ハ加奈陀
及墨西哥ニ輸送セ
ラルモノヲ除ク
(上掲品目ノ多ク
ハ從來輸出許可ヲ
要セザリシモノデ
アル、尙譯語中俄
譯ノモノアルニ付
原語ヲ掲ゲタ)

- 18 ツール及カッターグラインダー、ユニヴァーサル及プレーンバンド加工機 (Tool and cutter grinders, universal and plainhand feed)
- 19 鍛打機 (Riveting machine)
- 20 小型研磨機 (自在シャフト附) (Grinding machines portable with flexible shaft)
- 21 センターリング機 (Centering machines)
- 22 研磨機用平面轉削カッター (Grinders-face milling cutter)
- 23 アーバークプレス (ハンドプレス、エアプレス及水力プレス) (Arbor presses, hand, air and hydraulic)
- 24 研磨機用ドリル (Grinding machines-drill)
- 25 同右用タップ (Grinding machines-tap)
- 26 同右用ホブ (Grinding machines-hob)
- 27 ニブリング機 (Nibbling machines)
- 28 研磨機用旋盤機械 (Grinders-lathe tool)
- 29 ギヤー・ラップリング機 (Gear lapping machines)
- 30 ギヤー・セイヴィンク機 (Gear shaving machines)
- 31 艶出機ポリッシング機 (Polishing machines)
- 32 加熱處理爐 (Heat treating furnaces)

- 33 鑄造機 (Foundry machines)
 - 34 螺旋ドリル及其他ノドリル (Twist and other drills)
 - 35 擴孔機 (Reamers)
 - 36 ミーリングカッター (Milling cutters)
 - 37 ホブ (齒截工具) (Hobs.)
 - 38 タップ (雌螺旋) (Taps.)
 - 29 ダイス (雄螺旋) (Dies.)
 - 40 ダイス尖 (Die heads.)
 - 41 シヤーナイフ (剪斷ナイフ) (Shear knives.)
- 輸出許可制品目
- (一) 鐵 鋼
 - (二) 鉄 鐵
 - (三) 左記鐵合金—
 フェロ・マンガ 鑛鉄
 フェロ・シリコン
 クローム鉄
 フェロ・タンゲステン
 フェロ・ヴァナヂウム

昭和十五年
十二月十日
公布十二月
三十日實施

輸出許可制トナル
 上記品目ハ、英帝
 國及西半球諸國向
 ケ輸出ニ對シテ
 ハ、許可ヲ與ヘラ
 ルルモ當分ノ間米
 國國防計畫ニ支障
 ナキ限リ其他ノ諸
 國ニ對シテモ過去
 ノ平均數量若ク
 ハ、戰前ノ輸出量
 見當マデ輸出許可
 ノ方針デアル

フェロ・コランビウム
 フェロ・カーボンチタニウム
 フェロ・フォスホラス
 モリブデン鐵

四左記半製品

鋼塊、小鋼片、鋼片、板用鋼片、薄板用鋼片、スケルプ線材

五左記完製品

建築用鋼、鋼矢板、スケルプ板、軌條添接用棒鋼、鉞力、各種棒鋼、帶鋼、包裝用帶鋼、パイプ及チューブ、針金、釘鉤釘、有棘螺旋狀鐵線、鐵鋼柵、パレダイス、鋼製柵柱、亜鉛鍍鋼板、鉞力板、ストリップ、車輪、車軸、軌道打込釘、鑄鋼、鍛造品

昭和十五年
 十二月二十
 一日附公布
 十六年一月
 六日ヨリ實
 施

輸出許可制品目

- 1 臭 素
- 2 「エチレン」
- 3 「エチレン・チプロマイド」
- 4 「メチル・アミン」
- 5 「ストロンチウム」金屬及鑛石
- 6 「コバルト」
- (イ) 「コバルト」金屬
- (ロ) 「コバルト」酸化物
- (ハ) 五%以上ノ「コバルト」ヲ含ム混合物
- 7 研 磨 材
 - 金剛砂、鋼玉及柘榴石製ノ砥石車自然又(人工ノ研磨材製ノ輪砥、人工研磨材ノ粗粒、研磨紙布、其他自然乃至人工研磨砥石及砥石材等
- 8 可塑物塑造機及ビ壓搾機
- 6 測 定 機
 - 電氣又ハ機械的方法ニ依リテ部分品ノ精密度ヲ計リ又ハ検査スル爲ノ機械ニシテ右ノ中ニハ「ベンチ」及全テノ「マイク

上記機械類及特殊
 金屬類ノ十五品目
 ニ對シ輸出許可制
 ヲ這回一月六日ヨ
 リ實施サル

ロメートル」モ含マル
 10 計量器
 深度、高さ及び其他容量ヲ測ル機械並ニ精密部分品測定ニ使
 用セラルル「ゲージ」測定機

11 試験器
 張力、柔軟性、收縮度、硬度、扭力及び罅ノ有無ヲ試験スル
 機械ニシテ右ノ中ニハ「ダイナモメーター」ヲモ含ム

12 平衡器
 統計的又ハ力學的ニ金屬部分ノ平衡ヲ試験スル機械

13 水壓「ポンプ」
 一吋立方ノ水ニ對シ百封度以上ノ水壓ヲ加ヘ得ル「ギヤー」
 「ヴェイン」及「ピストン」式ノ「ポンプ」

14 「ダイヤモンド」工業ニ關係アル精密工具「ダイヤモンド」製
 ノ旋盤錐「ダイヤモンド」製ノ仕上車、「ダイヤモンド」製ノ
 輪砥、「ダイヤモンド」製ノ硝子切及ビ同様製品、「ダイヤモ
 ンド」製ノ鋸

15 航空機用潤滑油製造ニ關スル装置及ビ設計
 七月二十六日實施セル輸出許可品目中ニ規定セル航空機用潤
 滑油ノ製造ニ使用セラルルカ又ハ應用シ得ル装置、但シ同裝

置ノ小部分品ヲ除ク航空機用潤滑油ノ製造装置ニ關シ、圖形
 的又ハ技術的ニ知識ヲ與ヘル總テノ明細設計圖或ハ他ノ文獻
 尤モ右装置ノ組立設計又ハ操作或ハ右装置製造過程ニ關係ア
 ル設計乃至文獻ニテ大衆的ナルモノハ之ヲ除ク

輸出許可制例外品

- (一) 武器、彈藥、兵器類
- (二) 屑 錫
- (三) 黒 鉛
- (四) 航空用ガソリン
 航空用潤滑油製造用特殊機械
- (五) 一般許可狀發給ノ目的トナツタ四十四種ノ特殊工作機械以外
 ノ全機械工具

昭和十六年
一月二十二

米 國

(一) 飛行機
 航空用器具及其ノ資材

米國務省ハ對英接
 助促進ノ爲メ加奈
 陀向輸出物資ニ限
 リ最切ノ一般輸出
 許可狀ヲ發行、右
 ハ從來輸出許可制
 ノ適用ヲ受ケシ一
 切ノ物資ヲ含ム
 (上記品目ヲ除外)
 今後一般輸出許可
 狀ノ適用範圍内ノ
 物資ハ加奈陀向輸
 出ニ際シ許可ヲ要
 セズ輸出自由トス
 但シ國務省ニ輸出
 額報告ノ義務アリ
 上記品目ハソ芬戰
 争中ソ聯ニ禁輸サ

日着電
ウエルズ國
務次官文書
發表
(對ソ輸出
禁止解除)

昭和十六年
一月十日國
務省發表二
月三日ヨリ
實施

(一) モリブデン
アルミニウム
(二) 航空機用ガソリン生産ニ必要ナル設計及ビ工場竝ニ製造ノ技
術的權利及情報

輸出許可制追加品目

- 銅
- 1 原鑛、精鑛、鉞(マツト)、合金銀荒銅コンバーター、電解用陽極板ヲ含ム粗銅
 - 2 精製銅及ビ棒狀、棒片凝塊、インゴット・スラブ、其ノ他ノ形狀
 - 3 故銅及ビ屑銅
 - 4 パイプ及チューブ
 - 5 銅板及銅薄板
 - 6 銅 針
 - 7 裸線、絶緣線及ケーブル線
 - 8 其他ノ主要建築物被覆及化學裝置製作用
 - 9 同ジク軍需品用ノモノ
 - 10 眞鍮、青銅以外ノ銅合金

レタルヲ今回道義
的禁輸解除通告ヲ
發セルモノナリ

輸出許可制
國務省ハ今回上記
品目ニ對シ輸出許
可制ヲ適用二月三
日ヨリ實施ノ旨發
表

<p>眞銅及青銅</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 故マタハ屑ノモノ 2 インゴット及其ノ他ノ形狀 3 棒狀、棹狀 4 厚板、薄板 5 パイプ及チューブ 6 裸線、絶緣線 7 其ノ他ノ主要建築物被覆及化學裝置ノ作製用 8 同ジク軍需品用ノモノ <p>亞 鉛</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原鑛、精鑛、鑛滓 2 鑄物、スラブ、板、塊 3 薄板又ハ條片ニテ屑其ノ他ノ形狀ノモノ 4 亞鉛合金 5 粉末亞鉛 6 廿パーセント以上ノ亞鉛ヲ含有セル製品 ニツケル 1 原鑛、精鑛(マツト) 	

昭和十五年
二月六日着
電
大統領令
(要輸出許
可品目追
加)
昭和十六年
二月四日大
統領署名
五日附國務

- 2 インゴット、棒丸棒、薄板、厚板、屑等ヲ含ムニツケル金屬
- 3 十パーセント以上ヲ含ムニツケル合金(屑モ含ム)
- 加里
- 1 加里鹽、水酸化加里、炭酸加里、鹽素酸加里、過鹽素酸加里
青化加里、沃度加里、重炭酸加里、重酒石酸加里
- 2 次ノ如キ加里肥料原料、鹽化加里、硫酸加里、及廿七パーセ
ント以上ノ酸化カリウム(又ハコレト同質ノモノヲ含ム)
- 加里肥料原料
- 3 廿七パーセント以上ノ酸化カリウム(又ハ同質ノモノヲ含ム)
- 加里鹽等ト前者トノ化合或ハ混合物

輸出許可製品目

- 一、鑿井機並ニ精油機
- 一、ラヂウム
- 一、ウラニウム
- 一、犢皮及仔山羊皮

輸出許可製品目

- 1 鐵鑛石
- 2 屑鐵(「ヘヴイメタルイング」屑鋼一級品及二級品、水壓々延

輸出許可制
國防計劃ノ必要増
加ノ爲メマクスウ
エル輸出入統制官
ノ要請ニ基キ上記
四品目ヲ要輸出許
可品目ニ追加ス
輸出許可制
上掲品目ヲ要輸出
許可品目トシテ再
指定ス

省發表
二月十五日
ヨリ實施

昭和十六年
二月四日附
ニューヨ
ク發同盟

- 薄鋼板屑及「ベールド・シート」屑、鑄鐵屑及灼鐵屑、「ヘヴ
イ、シヤヴェエリソグ」鋼、軌條屑、線材屑其他ヲ含ム)
- 3 各種鐵鋼製品及半製品等百四十八種

輸出制限豫想品目

棉花
ガソリン

米國政府ハ近々對
樞軸國ヘノ經濟壓
迫強化ノ意圖ニヨ
リガソリン及棉花
ノ輸出許可制ヲ考
慮中ト傳ヘラル、
米棉ノソ聯輸出ガ
直接獨逸流入トナ
ラヌマデモ、コレ
ガヒイテハソ聯棉
花ノ對獨輸出ヲ可
能ナラシメル結果
ヲ招來スルトテ問
題化シ爾來米政府
モ同問題ニ關シ考
慮中ト傳ヘラレ、
若シ右輸出許可制
ノ擴大ガ實現セバ
米棉ノ對獨流入防
止ヲ目的トスル
モ、問題ノ物資ノ
品種ニカンガミ對
日影響ハ相當甚大
ト見ラレテキル

鐵鋼輸出制限再指定品目

昭和十六年
二月七日着
電
再指定品目
ノ許可制ハ
二月十五日
ヨリ實施

鐵鋼石
屑鐵ヨリ各種鐵鋼製品及ビ半製品ニ至ル百四十八種（鐵合金及
ビ「ステンレス・スチール」ヲ含ム）右ノ屑鐵中ニハ「ヘヴィ・
スメルテイング」屑鋼
一級品及二級品、水壓、壓延薄鋼板屑及ビ「ベイルド・シート」
屑、鑄鐵屑及灼鐵屑、「ヘヴィ・シャヴエリング」鋼、軌條屑、
線材屑其他

二月四日附大統領
令ニヨリ鑿井機並
ニ精油機等四品目
ガ新ニ許可制トナ
リ、コレト同時ニ
客年十二月十日ヨ
リ輸出許可制ヲ實
施中ノ鐵鋼、鐵合
金及鐵鋼製品等ノ
品目モ再指定サレ
ルコトナリ、其
ノ細目ヲ二月五日
國務省カラ發表サ
ル尙官邊ノ説明ト
シテハ今回ノ再指
定ハ文字通り單ナ
ル再指定ニシテ、
輸出許可制適用品
目ノ擴大ヲ意味セ
ルニアラズ、前回
指定品目ノ分類ガ
餘リニ大マカデア
リ實際上ノ適用ニ
疑義ヲ生ズル惧レ
アリタルニヨリ今
回ノ再指定ハ殆ン

輸出許可追加品目

昭和十六年
二月七日着
電
二月十日以
降輸出許可
制ヲ實施

(一) 鑿井機並ニ精油機、鑿井機及ビ其ノ部分品ヲ含ム石油並ニ天
然「ガス」井装置及部分品
石油精製装置並ニ部分品
(二) ラヂウム
金屬ラヂウム
ラヂウム鹽
ラヂウム化合物
(三) ウラニウム
金屬ウラニウム

ト前回ト同程度ノ
指定範圍ニ適用サ
レ、唯ソノ分類ヲ
ヨリ詳細ナラシメ
タモノデアアル、尤
モ釘及止メ金ハ現
在輸出許可制ノ下
ニアルモ、今回ノ
再指定品目ヨリ除
外サレテキル
新輸出許可制四品
目ノ追加ニ關シテ
ハ本調書本年度第
一輯一三四頁ニ所
載ノ通りナルモ、
二月五日米國務省
ハ、前日大統領ノ
署名ヲ得タル前記
追加品目ニ關スル
大統領令ヲ公布上
欄ハ詳細ナルソノ
内容デアアル
尙コレニ關聯シ二
月五日商務省ハ左
ノ如ク發表シタ

ウラニウム鹽
 ウラニウム化合物
 ウラニウム鹽
 四犢皮及仔山羊毛皮

新鐵鋼輸出制限

二月十五日
 着電
 二月四日附
 大統領令
 二月十五日
 より實施

鐵鋼並ニ鐵鋼製品輸出制限品目中五ガロン以下ノ「ドラム」罐ノ輸出ハ除外即チ輸出許可制ノ下ニ置カルモノハ一容量五「ガロン」以上ノ「ドラム」罐ニシテ「ガソリン」潤滑油若シクハ原油ヲ入レタルモノ並ニ同上油ヲ入ルル意圖アルコト明白ナルモノノミニ限ラル

一九四〇年十二月
 中ニ於ケル鑿井機
 並ニ精油機ノ輸出
 額ハ二百十三萬六
 千弗(十二萬圓)
 ニテ十一月ノ百七
 十五萬八千弗ニ比
 較シ三十七萬八千
 弗ノ増加デアリ、
 尙工作機械類ノ
 「ソ」聯向輸出額
 ハ十二月中四十六
 萬弗ニテ十一月ニ
 比較シ五割餘ノ減
 少ヲ示シテキルト

上記大統領令ニヨ
 リ百四十八種ニ亙
 ル鐵鋼並ニ鐵製品
 ノ輸出制限品目ヲ
 再指定シタル結果
 石油容器タル「ド
 ラム」罐ナド一切
 ヲ含メル爲メ右ハ
 間接的石油類ノ輸

出制限強化策ニア
 ラザルヤト看做サ
 レタルモノ新制限令
 ニ於テハ上記ノ如
 ク五「ガロン」以
 下ノモノノ輸出ニ
 ハ許可狀ヲ要セズ
 トセル模様ナリ
 尙大型「ドラム」
 罐ノ輸出ハ特別ノ
 許可ナキ限り不可
 能ニシテ、從來本
 邦ヘノ積出シハ主
 トシテ大型「ドラ
 ム」罐ヲ以テナサ
 レタル關係上、傳
 ヘラルル如ク新制
 限令ノ實際的效果
 ハ航空用以外ノ石
 油、及「ガソリン」
 (從來トモ許可ヲ
 要セズ)ノ販賣ニ
 間接的制限ヲ加ヘ
 タルモノト見ラレ
 ル

昭和十六年
二月二十六
日着電
二月二十五
日附大統領
令布告即日
實施

新輸出許可制追加品目

(一)二月廿五日公布即日實施

1 ベリリウム包含原鑛石

寶石ヲ除クベリリウム凝固物、ベリリウム合金、ベリリウム
屑、ベリリウム鹽、ベリリウム混合物

2 黒鉛製電極

(グラファイト・エレクトロード)

3 飛行士ノ航空、操縦、爆撃、機銃掃射、地上練習用具

(二)三月十日ヨリ實施

4 ベラドンナ葉

ベラドンナ膏藥 ベラドンナ・エキス ベラドンナ液精

ベラドンナ丁幾 ベラドンナ軟膏 ベラドンナ根

ベラドンナ根ヨリノ液精 ベラドンナ擦劑

5 アトロピン・アルカロイド

アトロピン臭化水素 アトロピン鹽化水素

アトロピン臭化メチール アトロピン硝酸メチール

アトロピン硝酸鹽 アトロピン硫酸鹽

アトロピン硫酸 アトロピン纈草酸鹽

6 ベント革

パツク革等ノ靴底革

7 ベルト革

新輸出許可制追加品目

第一布告(三月十四日ヨリ實施)

カドミニウム カーボン・ブラツク 椰子油

コブラ クレジール酸及クレゾール脂肪酸(輸出許可制下ニアル植物

油ヨリ精製セルモノ) 松葉油

グリセリン 棕實油及棕實 石油コークス(石油ノ蒸溜分解過程中ニ生ズルモノ)

シエラツク チタニウム

第二布告(三月二十四日ヨリ實施)

ジニート 鉛 礬 砂

磷 鑛

第三布告(四月十五日ヨリ實施)

輸出許可制下ニアル凡ル品目ノ製造又ハ製造過程ニ役立つ
考案、説明書又ハ技術上ノ參考文獻

ル大統領ハアメリ
カノ輸出許可制ヲ
擴充、サキニ發表
セル輸出許可制適
用品目ニ上記七品
目ヲ追加二月二十
五日之ニ關スル二
ツノ大統領令ヲ公
布シタ

三月五日着
電
三月四日大
統領令布告

上記品目ハ三月四
日ルーズヴェルト
大統領ガ國防上ノ
必要ヨリ輸出許可
制ニ新品目ヲ加ヘ
ル大統領令ニ附隨
スル三布告ニ署名
ヲ了シタ結果新ニ
輸出許可制下ニ置
カレルコトトナツ
タ

右商品ニ對シ輸出
許可制ヲ實施スル
ト共ニ輸出許可證
ヲ必要トスル諸商
品ノ製造並ニ加工
ニ關スル明細書ノ
國外流出ヲ取締ル
旨布告ヲ發シタト
今回ノ追加品目ノ
大部分ハ軍需ニ關
係アルモノノミ

ニテ
「カーボン・ブラ
ツク」クレゾール
松葉油、鉛、石油、
コークス等が對本
邦關係品トシテ注
目サレル即チ今回
ノ許可制擴張モ主
トシテ日本ヲ目標
トセルモノト看做
サレ同時ニソ聯ニ
對スル輸出制限ノ
意味モ含マレルモ
ノト解サル
右ト關聯シテ注目
スベキハ最近英國
ガ對日經濟策上、
英米共同措置ノ實
施方提案ガ報セラ
ル、右許可制擴張
ノ實現ハ明ニ英ノ
意向ヲ參酌セルモ
ノデアリ、對ソ聯
ヘノ輸出制限モ英
ガ米品ノ對ソ輸出
制限ヲ要望セル點
ヨリ同ジク注目サ
レテキル

三月十三日

着電
新聞報

三月十五日
附ワシント
ン發同盟
三月十五日
附大統領令
公布
四月十五日
ヨリ實施

無制限輸出品目

航空機用ガソリン
潤滑油

輸出許可制品目ノ新適用範圍

ル大統領ハ今回新タニ大統領令ヲ發シ既ニ輸出許可制下ニア
品目ノ派生品又ハ轉成品ヲ如何ナル程度ニ迄許可制ヲ適用ス
カヲ決定スル權限ヲ輸出統制官ニ一任スルコトヲツタ右ニ依
レバ、輸出統制官ハコノ適用範圍ヲ國防上ノ必要ニ應ジ伸縮シ
得ルコトヲツテキル

米國政府ハ三月十
二日今回ノ武器貸
與法ニ基キ英國ニ
對シ上記品目ノ無
制限輸出ヲ許可ス

從來許可制品目ハ
大統領令ニヨリ製
品、原料品カラソ
ノ雛型、意匠設計
圖等ヲモ全部詳細
ニ規定サレテ來タ
ガ、今回ノ新方式
ニ從ヘバソノ適用
範圍ハ輸出統制官
ガ對英援助ヲモ含
メタ國防上ノ必要
カラ之ヲ伸縮シ得
ルノデ輸出許可制
ハ一層政治的融通
性ガ加味サレル結
果ヲ豫想セラレテ
キル

三月二十五日
ワシントン
發同盟

輸出許可制品目

タイヤ
チユープ
燐礦(全部)

蘭印向無制限輸出許可品目

- 1 鐵 鋼 製 品
- 2 眞 銅 鋁
- 3 青 銅
- 4 ニ ツ ケ ル
- 5 工 作 機 械
- 6 モ リ プ デ ン 鐵
- 7 マ ン ガ ン 鐵
- 8 ヴ ア ナ チ ウ ム 鐵
- 9 タ シ ン グ ス テ ン 鐵 等

一部報道ニヨレバ
米國ガ上掲品目ヲ
新ニ輸出許可制下
ニ置ケリト傳ヘラ
レツツアルモ、右
ニ關シ米國務省筋
デハ「スル事實ニ
關シ何等承知シテ
キナイ」旨言明ス

米國務省ハ上記ノ
如ク蘭印向輸出ヲ
今後無制限ニ許可
スル旨發表シタ
ガ、ソノ品目ハ現
在輸出許可制ノ下
ニアル廣範圍ノ五
十三品目ニ互リ上
掲ハソノ主ナルモ
ノデア
尙スル無制限輸出
許可ハ英國及加奈
陀向ケニハ從來モ
與ヘラレテキルガ
蘭印ニ對シテ許サ
レタノハ今回ガ初

三月二十七日
日附ワシ
ン發同盟

三月二十八日
日附ワシ
ン發同盟

新輸出許可制品目

- 1 獸油、魚油、海產動物油、ヘット其他脂肪(食用及然ラザルモノ)
- 2 植物油製造用種子其他製油原料
- 3 脂肪酸
- 4 コル ク
- 5 或種ノ爆發物(雷管ソノ他爆發裝置ヲ含ム)

輸出許可制追加品目

潤滑油(未製品)
或種ノ潤滑油(低品位ノモノカ?)
(註) 右品目ニ對シテハ各報道區々ナルモ左ノ如キモノモアリ

三月二十八日
日附新聞報
四月十五日
ヨリ實施

メテデアリ米國ガ
愈々經濟的手段ニ
ヨル蘭印ノ防備強
化援助ヲ具體化ス
ルモノト見ラレテ
キル
フロリダニ休暇旅
行中ノ大統領ハ三
月二十八日ソノ乘
船ポートマツク號
上ニ於テ上掲諸品
目ヲ輸出許可制ノ
下ニオク大統領布
告ニ署名シタト報
ゼラル

米國政府ハ四月十
五日ヨリ上掲品目
ニ對シ夫々輸出許
可制トスル旨ヲ發
表シタ。

三月三十日
附着電

潤滑油
精製潤滑油

新輸出許可制品目

- 1 獸油、魚油及海獸油及同上脂肪、グリース（食用及然ラザルモノ）
- 2 植物油及脂肪（食用及然ラザルモノ）
- 3 植物性採油種子及植物性及其他ノ含油原料
- 4 脂肪酸
- 5 剛毛（ブリツスル）
- 6 ナクス・ヴォミカ（馬錢子實）
- 7 ナイロン
- 8 カボツク
- 9 精製木材パルプ（八〇パーセント以上ノアルファセルローズヲ含有スルモノ）
- 10 コルク
- 11 電極用炭素棒（カーボン・エレクトロード）
- 12 ベトロレータム（ワセリン）

三月二十七日ル大統領ハ一九四〇年七月二日ノ國防強化促進法第六條ノ規定ニヨリ上掲諸品目ノ輸出許可制ヲ一九四一年四月十五日以降施行スル旨ノ布告ヲ公布シタ

本品目ハ合計五十一品目ニ上リ、ソノ大部分ハ醫藥品ナルモノ、既報ノパルプノ外支那産剛毛（齒刷子用豚毛）等ガ包含サレテキル、ナホ其ノ他本邦關係ノ稍重要ナル品目トシテ注目スベキハ次ノ十九品目デアアル、即チ

- 13 アルカイド・レジン（アルカイド樹脂）
- 14 爆發物（一九三七年五月一日附布告第二二三七號所掲ノモノニ追加）
- 15 雷管（デトネートル）及導火管（プラスチック・キャップ）
- 16 ナフタリン
- 17 フェノール
- 18 アニリン
- 19 フタル酸
- 20 デブチール・フタレート（フタル酸ジエチール）
- 21 ジエチール・フタレート（フタル酸ジエチール）
- 22 デイプロピールフタレート
- 23 オメガ・クロルアセトフェノン
- 24 スチレン
- 25 ベンゼン、トルウエン、キシレン、ナフタリン、及フェノール等ノニトロ誘導體（一九三七年五月一日附布告ノモノニ追加）
- 26 ストリキニーネ及同鹽類
- 27 ブタダイエン、アクリロニトリール、ブチレン、クロロブレン、スチレン、ニニリデン、クロライド及合成類似ノスチセ

- 1 動物性油脂
 - 2 植物性油脂
 - 3 採油用種子、食油原料
 - 4 脂肪酸
 - 5 剛毛（豚毛）
 - 6 馬錢子
 - 7 ナイロン
 - 8 カボツク
 - 9 精製パルプ
 - 10 コルク
 - 11 電極用炭素棒
 - 12 ベトロレータム
 - 13 アルカイド樹脂
 - 14 爆發物
 - 15 雷管
 - 16 ナフタリン
 - 17 フェノール
 - 18 アニリン
- （註）右品目ヲマタベトロリアム（石油）トシ「再確認セリ」トセル報道モアリ誤ナルベシ

- チツク・ラバー等ノ異量體(ポリマー)及コポリマー
- 28 クロロピクリン
- 29 酒石酸
- 30 ロンセル鹽
- 31 酸化第一銅
(キユプラス・オキサイド)
- 32 醋 酸
- 33 ペンタエリトリツト
- 34 フオルマルデヒド
- 35 ニトログアニチン
- 36 硝酸グアニチン
- 37 シシアノデアミド
- 38 モノクロロアセチツク酸(一鹽化醋酸)
- 39 クロロアセチル、クロラド
- 40 チオ・ヂ・グリコール
- 41 エチレン・クロルハイドリン
- 42 ヘキサメチレン・アトラミン
- 43 アクリロニトリイル
- 44 ブタヂエン

19 沃 素
右十九品目ノ許可
制ハ本邦ニ直接ノ
大ナル影響ハナイ
ト見ラレ右以外ノ
三十二品目ニ及ブ
藥品類ニ關シテハ
殆ンド影響ナキモ
ノトシテ一般的ニ
靜觀サレテキル

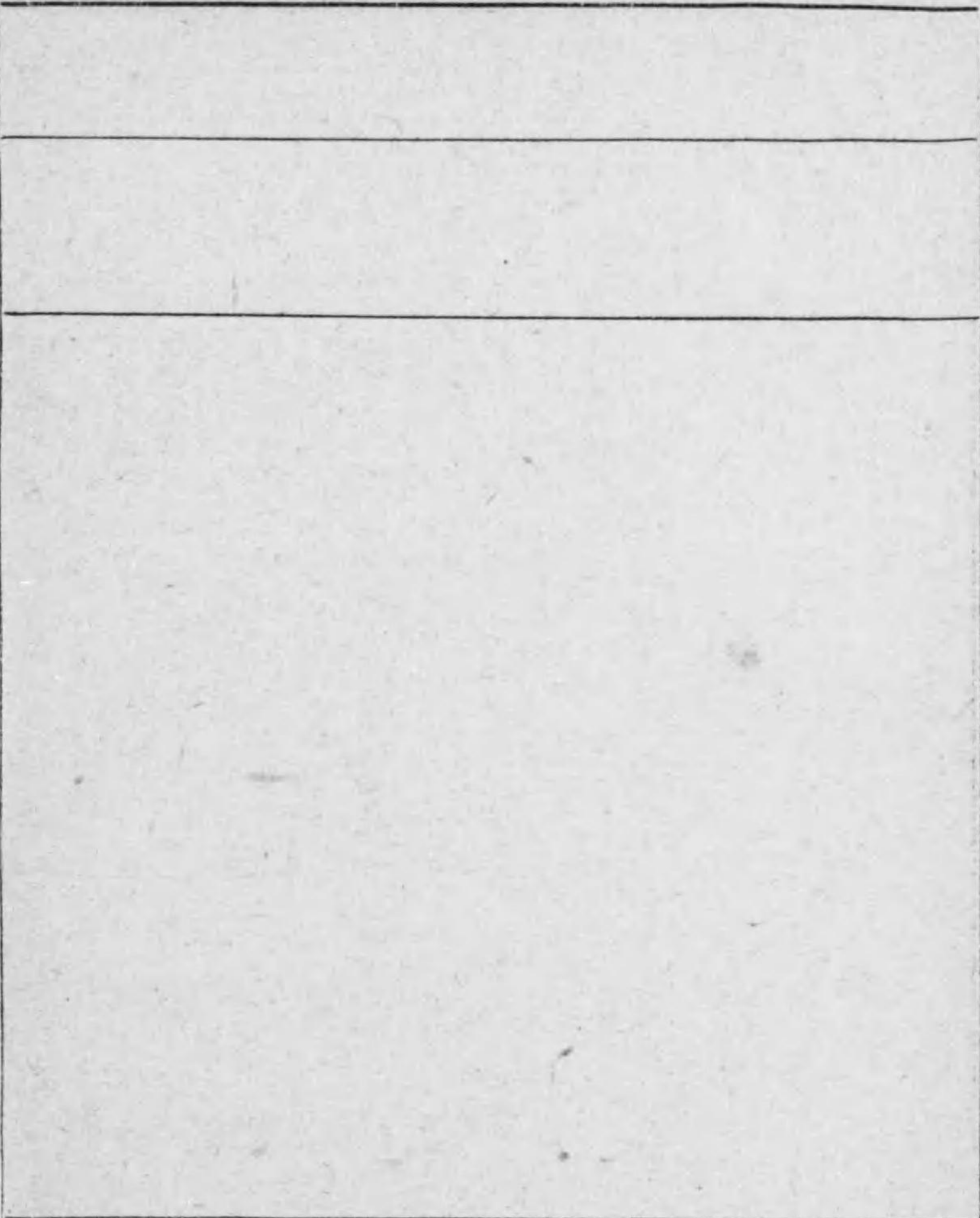
三月三十一
日附ニユ一
ヨ一ク發同
盟
三月二十八
日附大統領
令
四月十五日
ヨリ實施

- 45 ブチレン
- 46 クロロオレン
- 47 鹽化曹達
- 48 鹽化硫黃
(サルファ・クロライド)
- 49 三鹽化砒素
(アルセニツク・トリクロライド)
- 50 ヴイニルデン・クロライド(鹽化ヴイニルデン)
- 51 沃 素

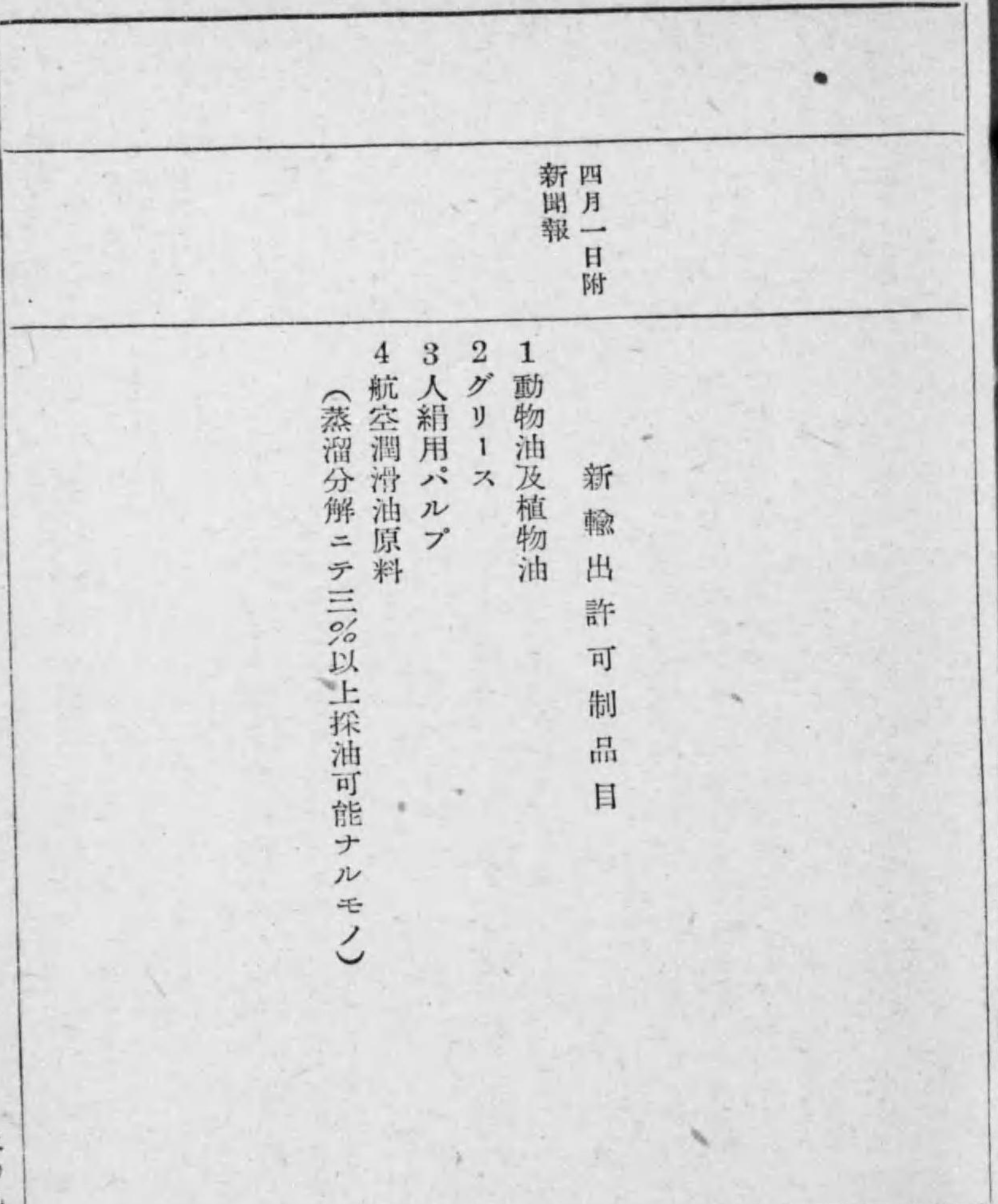
輸出許可制品目

精製木材パルプ
(八〇%或ハソレ以上ノアルファ・セルロースヲ含ムモノ)

上掲パルプニ對シ
米國デハ四月十五
日以後ノ積出分ハ
スベテ輸出ヲ許可
制トスルコトナ
リ同時ニ加奈陀ニ
於テモ一日以降同
様ニ許可制ヲ實施
スルコトトナツ
タ、以前ヨリ豫期
セルコトニテ本邦
業者デハ右措置ニ
對シ左ノ如キ見解
ヲ表明シテキル
一、人絹用パルプ
ニツイテハ本年
度ニ於テ新設パ
ルプ製造會社ノ
製品ガ大量送り
出サレルコトニ
ナツテ居リ輸出
用スフ人絹ガ餘
程大量ニノボリ
コレガ消費ニ食
ヒ込マナイ限リ
國産パルプニヨ



ル需給ノ前途ニ不安ガナイ
 一、紙バルブニツイテハリシク制ニヨツテ輸出サレテキタ模造紙類ノ原料ニ若干差支ヘガ生ズル程度デアルガコレトテ十六年度ニ於ケル國産バルブ増産計畫ノ進捗豫定ヨリスレバ國産ヲ以テ十分代替シ賄ツテユケル
 一、米加バルブノ輸入杜絶、船腹不足ニ基ク北歐バルブノ輸入減ナドノ原因ニヨリ現行ノ、スフ、人絹、紙ノ輸出入リンク制ヲ改訂ヲ餘儀ナクサレルノデ、今後



四月一日附
新聞報

新輸出許可制品目

- 1 動物油及植物油
 - 2 グリース
 - 3 人絹用バルブ
 - 4 航空潤滑油原料
- (蒸溜分解ニテ三%以上採油可能ナルモノ)

ハ當然國産バルブニヨル各種製品ノ計畫輸出體制ヘノ推移ガ必要トナルガ之モ既ニ準備完了シ今日何等問題ニスルニ當ラナイ
 米國政府ハ今回上記品目ノ輸出ニ付キ四月十六日ヨリ許可制ヲ適用スル旨發表シタ
 ナホ(四)ノ品目其他モ許可制トナルベキトコロ解釋ニ依レバ總テノ機械油ヲ含ムコトトナルニヨリ關係筋ヨリ政府ノ説明ヲ要求中ニテ、目下ハ「メンシルバニア油」ノ外ハ右許可制ヨリ除外スルモノト見ラル。

四月二日附
ニニ一ヨ一
ク特電
四月三日附
新聞報

對樞軸輸出許可制擴大豫想品目

米國產戰時物資

- (一) (對日本)
 - 八十七オクタン以上ノ飛行機用高級ガソリンハ既ニ輸出禁止トナリキルトコロ近ク八十六オクタン以下ノ下級ガソリンヲモ一切輸出禁止トスル
- (二) (對獨逸)
 - ソ聯ヲ經由シテ米國物資(例ヘバ棉花等)ガ輸送サレテキルノデコレヲ絕對ニ阻止スル必要アリ
- (三) (對佛蘭西)
 - フランスニ對スル食糧供給ハ認メルトシテモ米國トシテハ英國ノ勝利第一主義デアルカラ海上封鎖ノ緩和等、英ノ勝利ノ邪魔ニナルヤウナ場合ハ之ニ手心ヲ加フベキデアル

米國ハ對樞軸國家ニ對スル經濟的壓迫ヲ強化スル爲メ、戰時物資ニ對スル輸出許可制度ヲ更ニ擴大スベキ意圖ノ下ニ上掲ノ三具體策ヲ考慮近ク對樞軸ヘノ輸出許可制ニ一大飛躍改革ガ加ヘラルベク豫想サレテキル右ニ對スル反對意見トシテハト

(一) 斯ル強硬措置ガ慎重ヲ缺グ場合日本ヲ不必要ニ太平洋戰爭ニ誘ヒ出ス

(二) 佛蘭西ノ感情ヲ刺戟シ、益々樞軸側ニ接近セシメル結果トナル

(三) 米國竝ニ中南米ノ物資ノソ聯輸出ニ就テモ、英國ノ

四月三日附
ワシントン
發同盟

對日輸出石油

主張ノ如クカリブ海ニ戰時禁制品検査所ノ設置問題等ハ慎重考慮ヲ要ス右ニ於テ結局對日本關係トシテハガソリンノ全面的禁輸ガ問題化スルモノト見ラル

依然繼續中ノ對日石油ノ輸出問題ニ關シ米國當業者ノ觀測ヲ綜合スレバ、極東ニ新情勢ノ發生セザル限り對日石油輸出ノ禁止氣配ハ皆無デアルト一般ニ信セラレテキル華府官邊ノ見解トシテ傳ヘラルトコロニ依ツテモ不必要ナル對日摩擦ハ回避ス

四月四日附
新聞報

智利向米商品
輸出許可制ニ特惠待遇

ベキデ、合理的ト
思惟サルル分量ノ
對日輸出ニ對シテ
ハ許可ヲ與ヘル方
針ノ如ク特ニ米國
ノ禁輸斷行ガ日本
ノ南方進出ノ口實
トナル點ニ危惧ア
リト言ハル又加洲
石油事業ハ對日輸
出ノ如何ニヨリ影
響スルトコロ甚大
ニテ當業者ハ種々
ノ對策攻究中ト傳
ヘラル尙燃料重油
ノ在荷ノ如キモ過
去三ケ年間ニ一億
樽ヨリ現在デハ五
千七百萬樽ニ減ジ
テキルト報ゼラル
智利國政府ハ在米
サンマー大使ヲシ
テ米國輸出許可制
ニ對シ特惠待遇ヲ

四月四日附
着電

輸出許可免除品目

受ケル可ク政府當
局ニ折衝セシメテ
キタ處最近米國政
府ハ智利ヨリノ再
輸出ナキコトヲ條
件トシテ輸出許可
ヲ全面的ニ許容ス
ル旨ノ確約ヲ與ヘ
タル由報ゼラル右
ニ關シテ米智間ニ
何等カノ政治内約
ガアツタノデハナ
イカトノ憶測アル
モ斯ル事實何等存
在セズ單ニ智利ノ
經濟的立場ニ據ル
モノト云ハレテキ
ル
米國務省ハ三月二
十七日附上記品目
ニ對シ各稅關長宛
次ノ如キ通牒ヲ發
シタ

- (一) テレピン油及同上容器
- (二) 液化石油瓦斯類 (リキフアイド・ペトロウリアム・ガス) プタン及プロペインヲ含ム
- 但同上容器ニシテ三〇ガロン又ハソレ以上ノモノハ輸出許可状ヲ要ス
- (三) 出港船舶ノ燃料及機具用度食糧品同容器

テレピン油及同上容器ハ無許可輸出ヲ許サル
 液化石油瓦斯類 (プタン及プロペインヲ含ム) ハ輸出許可規則ヲ適用セズ但シ同上容器ニシテソノ容量三〇ガロン又ハソレ以上ヲ超ユルモノハ輸出許可規則ヲ準用ス
 追テ命令ノアルマデ出港、船舶用燃料通常ノ船上用品及食糧 (品用容器ヲモ含ム) ニ對シテハ「ライセンス」ヲ要セズ、但該品ノ制限量ハ往航ノ船舶ニテ消費セラレベキ範圍内ニ止メ、ソノ豫定セル當國ヘノ直接歸航上ニテ該船舶上ニ

四月十日附
 來電
 四月十一日
 附新聞報

磷 鑛 石

費消スベキ別個ノ同一斤量ニ對シテハ然ラズ、且又、出航船舶用機裝及豫備部品ニシテ該船舶ノ恒常的用途品タルモノハ、該船舶ノ現行運轉用量ヲ限度トシ「ライセンス」ヲ免除ス
 同上ニ關スル物品用途ノ何レヲ問ハズ、異常ナル「ダイブ」或ハ適度ノ數量ニハ輸出「ライセンス」規則ヲ準用ス
 米國政府ハ三月二十四日以降磷鑛石ノ輸出許可制ヲ實施右ノ結果本邦磷酸肥料界ニ及ボスベキ影響注目中ノトコロ、其後米國

四月十五日
附紐育發同
盟

英加向無制限輸出許可品目

- (一) (英、加及愛蘭、冰洲、グリーンランド、埃及向無制限輸出品)
 - 1 護 謨
 - 2 タイヤ
 - 3 油脂及油類
- (二) (英、加向特別無制限輸出品)
 - 1 毒瓦斯
 - 2 爆 藥
 - 3 人造ゴム外廿數項

輸出組合並ニ當局トノ交渉ノ結果、本邦ニ對スル輸出ハ許可制實施後ニ於テモ、適當ノ範圍内ニ於テ、輸出ヲ許可サレルコトニ決定、大體ニ於テ從來通りノ輸入量ガ確保サレルモノト見ラルルニ至レリ

米國政府ハ十五日
上掲ノ如ク英帝國ノ殆ンド全部及加奈陀、愛蘭、ダリー
ンランド、埃及其他西半球諸國ニ對シ輸出許可品タル
(一) 項ノ品目ヲ無制限輸出許可シテハ
英、加ニ對シテハ
(二) 項ノ品目ノ外(一) 項所掲ノ品目ヲ無制限的ニ輸出ヲ許可

シ樞軸國並ニ對シ
經濟策ノ現レトシ
テ注目サル

四月十五日
附華府發同
盟
四月十五日
附大統領布
告

輸出許可追加品目

- 第一布告(四月十五日ヨリ即日發效)
 - 1 建築用及運搬用機械
 - 2 或種採鑛、鑿井及ポンプ用機械
- 第二布告(五月六日以降發效)
 - 1 植物纖維及同製品
 - 2 オプロミン(カカオ素)
 - 3 カフェイン
 - 4 シアン化ソヂウム
 - 5 シアン化カルシウム
 - 6 カゼイン

大統領ハ更ニ諸種ノ商品原料品ヲ輸出統制品目中ニ加ヘル旨ノ二布告ヲ公布シタガ上二布告ニ含マル品目ハ略々上掲ノ如クナルモ第二布告中ノ品目ハカフェイン、カゼイン等ノ植物性纖維製品ヲ含ム六品目デア

尙マツクスウエ
ル輸出監督官ハ國內各製造業者ニ對シ、四月十五日夜半以後ハ、米國ニ於テ輸出許可制ヲ適用サレテキル品目ト同種品目ヲ、

諸外國ニテ製造スルニ役立ツゴトキ製造工種技術ノ輸出ニ當ツテハ必ず各個別的ニ政府ノ許可ヲ受クベシトノ警告ヲ發シタ、但英國向ハ此ノ限デナイ

米 國

昭和十六年三月二十五日附着

四月二十日發表

(1) 武器彈藥及兵器

(2) 軍需物資

屑鐵 (「スクラップ・アイアン」)

鋳力屑 (「スクラップ・チン」)

其ノ他ノ各種金屬

石油及石油製品

武器製造機械

「エンヂン」及同部分品、飛行機、戰車、大砲、其ノ他兵器

用トナル製品

輸出許可追加品目擴大

(第一布告)

建築用及運搬用機械採鑛鑿井及ポンプ用機械

上掲品目ハ米下院ノ外交委員會ニ提出附託トナツタ對日經濟斷行案中軍需品一輸出禁止法ニ關スル部分デアリ上掲品目ハ同案中ニ取上ゲラレテキルモノデアル尙上掲ノ軍需物資ノ規定ハ大統領ノ認定ニヨリ隨時軍用トシテ用ヒラレ又ハ軍用トシテノ使用ノ可能ナル物品、貨物、物資ヲ禁止品トシテ指定スルコトガアルト述ベテ居ル

四月二十四日
附公布即日實施
大統領布告

輸出許可制追加品目

- 1 アウト・ソール (靴外底) (out soles)
- 2 アウター (outer)

表明シタノハ、單ニ輸出統制當局ノ一應ノ解釋ニ過ギナイモノデ、大統領布告ノ文面ニハ單ニ機械 (マシナリー) ト書カレテアルノミニテ別段ノ制限及具體的表示ガナイ爲、右ハ何時デモ此ノ制限的ナ解釋ヲ捨テテ如何ナル機械類ニモ擴大シ得ルモノデソノ適用ハソノ時ニ應ジ爲サレルモノト解サレ今後ノ適用技術ニ付キ多大ノ疑念ガアリ業界ノ注目ヲ惹メテキル

米國輸出統制官ハ四月二十四日附ヲ以テ大統領布告第ニ四六〇號ニ依ツ

第二四六〇號ノ追加令
四月二十九日
附官報

四月三十日
附着
一九四一年
三月十三日
附商工省告示
貿易統制施行法 (回章
第五一號)

輸出許可不要品目

- 1 錨 (アンカー) 類
- 2 鐵砧 (アンヴィル) 但シ許可ヲ要スル機械ノ附屬品ナラザルモノ)
- 3 エプロン (煙突庇)
- 4 自動車車輪 (automotive wheels)
- 5 自動車車輪及圓盤 (auto wheels and discs)
- 6 機關車車軸
- 7 鐵鋼製樽用箍 (但シ先端ヲ圓メテ切りタルモノ壓穿ソノ他組立品ナラザルモノニシテ増組立材料トシテ適量ノ束ニテ積出セルモノ)
- 8 條 (バー) 及管 (チューブ)

テ義ニ輸出許可制トナツタ「レザー」ノ項目中ニ上掲ニ品目ヲ加ヘ即日實施シタ

右措置ノ結果對本邦關係ニ大シテ影響ナク單ニ援英物資對策ト見ラレル

米國政府ハ上掲鐵鋼製品ノ輸出ニ對シテハ許可ヲ要セザル旨去ル三月十三日附商工省告示ヲ以テ發表シタ

今後ノ分ニハ特定仕向國ノ制限の規定ガナイ (從來ハ英國、加奈陀等近クハ蘭印向ケハ無許可輸出デアル)

- (完全ナル又ハ解體セル連鎖垣(チェーン・リンク・フェンス)ノ部分品又ハ同上ト共ニ積出ノモノ)
- 9 ベルト・レーシング (Belt lacing)
- 10 ベルト・リンク・コンヴェーヤー (Belt link conveyors)
- 11 短艇用スパイク (大釘)
- 12 ボールト
- 13 ブラツド (無頭釘)
- 14 磨キ鐵鋼線製品 (フライト・ワイヤー製品) (穿孔螺旋釘及螺旋鉤) (スクリユー・アイ及フツク)
- 15 針布 (カード・クローシング)
- 16 鉄鐵製分銅 (サツシユ・ウエート)
(但シ完全ナル窓ノ部分品トシ又ハ附屬セルママ積出ノモノ)
- 17 セメント塗釘 (ネイル)
- 18 鎖類
- 19 連鎖垣 (チェーン・リンク・フェンス)
- 20 天井 (組立鐵鋼板)
- 21 筒ジョイント・クランプ (緊子)
- 22 鍛鐵クリツプ (機械製ニアザルモノ)
- 23 コンクリート補強メツシユ (粗目鋼)

- 24 排水樋口 (ダウン・スパウト) (Down spouts)
(通常亜鉛鍍ノモノ)
- 25 エレヴェーター前部 (フロント)
- 26 アスファルト道路舗装用膨脹ジョイント
- 27 張出軌條錨 (Fair rail anchor)
- 28 柵門 (Fence gates)
- 29 柔軟性金屬ホース
- 30 中間アングル・ジョイント (鍛造品) (軌道附屬品)
(Forged compromise angle joints)
- 31 丁字型軌道緊金 (鍛造品) (軌道附屬品)
- 32 撚線 (Formed wire)
- 33 亜鉛鍍生子形暗渠 (カルヴァート)
- 34 亜鉛鍍湯沸シ
- 35 灰色鐵鋼棒 (Grizzly bars)
- 36 樋 (通常亜鉛鍍セルモノ)
- 37 金屬布 (Hardware cloth)
- 38 蹄鐵釘
- 39 防蟲金網 (Insect screen)
- 40 鐵導索 (Iron langes)

- 41 錠前坐鐵
- 42 機關車車輪
- 43 モリソン爐
- 44 釘類
- 45 ナット類
- 46 起轟針布 (Mapper clothing)
- 47 裝飾品
- 48 穿孔鐵格 (全面穿孔品但シスクラツプニアラザルモノ)
(Perforass grills)
- 49 穿孔厚鐵鋼板 (全面穿孔品但シスクラツプニアラザルモノ)
- 50 穿孔薄鐵鋼板 (全面穿孔品但シスクラツプニアラザルモノ)
- 51 穿孔薄又ハ厚鐵鋼 (全面穿孔品) (但シスクラツプニアラザルモノ)
- 52 穿孔ストリップ (全面穿孔品但シスクラツプニアラザルモノ)
- 53 パイプ・サドル (Pipe saddle)
- 54 鐵鋼パイプ据付品
 - (a) ベンド (彎管)
 - (b) 銑鐵壓カパイプ用銑鐵据付器具
- (c) Duriron. 銑鐵便管 (ソイル・パイプ) 用裝置

- (d) L字型管
- (e) 膨脹「ジョイント」
- f 鍛造鋼凸緣
- (g) 鍛造鋼「パイプ」据付品
- (h) 鑄造側管 (ラテラル)
- (i) 鍛鐵製螺絲狀加工ノモノ
- (j) 繼管 (ニツプル)
- (k) 「レデニージャー」 (異徑接合管)
- (l) 丁字型ノモノ
- (m) 「ユニオン」 (連管裝置)
- (n) 鐵又ハ鋼「ヴァルブ」
- (o) 鐵又ハ鋼製別掲ナキ「バルブ」裝置
- 55 家禽用鋼
- 56 軌條緊金
- 57 軌道「クリツプ」 (機械加工ノモノ)
- 58 鐵道車輛部分品
 - (a) 組合セタル車輛聯結器及ビ部分品即チ聯結器「ヘッド」、同「ソケット」、同「リンク」、同「ピン」、同「ヨーク」、同「ホロワイプレート」、同「ナツクル」等

(b) 組合セ「ブレーキ・ビーム」(制動桿)及同部分品即チ「デ
ンジョン・ロッド」「ブレーキ・ビーム・ストラット」又ハ
「ファルクラム」,「ブレーキ・ヘッド」「ブレーキ・シユ
ズ、」
「ブレーキ・シユ・キー」

(c) 「ブレーキ」(制動機) 部分品即チ

「ハンド・ホイール」

「ブレーキ・マスト」

「ブレーキ・トライアングル」及「ブラケット」

「ブレーキ・ロッド」及「ジョー」

「ブレーキ・レヴァー」

「ブレーキ・ハンガー」

「ブレーキ・ストラット」

「ブレーキ・ラチェット」及制輪子(「ボール」)

59 車輛車臺(「カー・トラック」)及同部分品即チ

「トラック・ボルスター」(車臺横梁)

「トラック・サイド」(車臺側部)

「フレーム」(框)

「トラック・アーチ・バー」

「トラック・コラム」(車臺支柱)

「コラム・ガイド」(支柱導桿)

「ボルスター・ビーム・セパレーター」

「トラック・サイド・ベアリング」

「トラック」及「ボディ・センター・ベアリング」

「ジャーナル・ウエッチ」「ジャーナル・ボックス」(軸函)

軸函蓋(「リッド」)

車輛「アンダー・フレーム」(下框)「エンド・ウォール」

(端仕切)

「サイド・ウォール」(側仕切)

「パーティション」(分壁)

「ドア」(扉)

「ドア・ヒンヂ」(扉蝶番)

「ドア・ラッチ」(扉掛錠)

「ステーク・ポケット」

「ストライキング・プレート」

「ドラスト・ラグ」

「バッファアー」(緩衝器)

「シル・ステップ」(階段)

「ハンド・ホールド」(把柄)

「ドアローラー」

- 60 鐵道車輛及部分品(組合タルモノ又ハ然ラザルモノ)但シ据付ト否トニ不拘車輛上裝置ノ水槽(タンク)ハ除ク
- 61 「リレヂ・ロール」(普通亞鉛鍍セルモノ)
- 62 「リベット」
- 63 「ロイド・ガード」
- 64 「シングル」(柿飯)(組立テタル鐵飯)
- 65 「スクリユウ」(スコロフ)
- 66 「スクリユウ・スパイク」(鐵道用ニアラザル)
- 67 「スパニツシュ・タイル」(組立鐵飯)
- 68 金屬飯製品(普通亞鉛鍍セルモノ)
- 69 「スタンピング」
- 70 鋼製樽用箍(仕上品)
- 71 鋼製「ディスク」(圓盤)
- 72 鋼製「グライインディング・ボール」(機械製又ハ然ラザルモノ)
- 73 「ステープル」(U字形止金)
- 74 鋼製「サツシュ」(窓枠)
- 75 鋼製「ウインド」(窓)
- 76 貯藏「タンク」附屬品(分割積出ノモノ)
- 77 「スキツチ・ロツド」

- 78 「タツク」(綴釘)
- 79 「サムタツク」(拵綴釘)
- 80 機關車及車輪鐵(タイヤ)
- 81 亞鉛鍍鐵又ハ鋼「トレイ」
- 82 鋼管「ボール」(棹)
- 83 「ザアルプ」
- 84 「ウオツシャー」(坐鐵)
- 85 水槽(ウオーター・タンク)(容器「十ガロン」又ハソレ以下ノモノ)
- 86 鍛接「フアブリツク」
- 87 機關車車輪
- 88 「ワイヤー・クロス」(線布)
- 89 「ワイヤ・フアブリツク」
- 90 「ワイヤー・メツシュ」(金鋼)
- 91 「ワイヤー・ネツテイニング」(金鋼細工品)
- 92 鐵又ハ鋼製金鋼「スクリーン・クロス」
- 93 垣及門(金鋼柵ハ除ク)

昭和十六年
五月五日附
ワシントン
發n・p・電

輸出許可取消品
屑ゴム（スクラップ・ラバー）

昭和十六年
五月六日附
華府發同盟

對ソ聯輸出禁止品目
國防産業用工作機械

米國政府ハ五月五日既ニ發給シタ上掲品目ノ日本竝ニ支那占領地域向輸出許可證ヲ全部取消ノ旨發表シタガ右ハ國防上要請ニ基イテ行ハレタモノニシテ、ソノ目的ハ仕向地ヨリ第三國ヘノ再輸出防止ニアルト云ハレテキル

米國政府ハ國防生産ニ利用出來ル機械竝ニ設備ノソ聯向キ輸出ハ六日總テ中止スルコトニ決定シタガ右ノ措置ハ
一、ソ聯ノ必要トスル機械類ノ輸出ヲ許可サレタシトノソ聯外交當局ノ熱心ナル

要請ニモ不拘斷行サレタコト
一、輸出禁止品目ニ含マレタ機械類ノアルモノハステニ數ヶ月以前カラソ聯ヘノ既約品モアルニ不拘ラズ
禁輸ニ決定セルコト等注目サレテキルガ
米當局ノ禁輸理由トシテ上記工作機械類ガ
一、自國ノ國防産業上緊要ナルコト
一、日ソ中立條約ノ締結
一、ソ聯ノ不明ナル對獨態度ノ三點ヲ舉ゲテキル、ソ聯ノ右ノ工作機械ノ買付ハ一九四一年ノ

昭和十六年
五月七日附
華府發同盟
五月六日大
統領令公布

通過貨物

(Articles and materials entering or leaving a port of the United States in transit through the territory of the United States to a foreign country)

ソ聯生産擴充計
畫ノ遂行ニ要ス
ルモノデアツタ
ガ意外ニ僅少デ
アリ二百萬乃至
五百萬弗程度デ
影響大ナラズト
見ラレテキル

米國政府ハ七日附
ヲ以テ「米國經由
ノ貨物ニ對シテモ
今後輸出許可制ヲ
適用スル」旨ノ大
統領令ヲコレニヨ
ツテ現行輸出許可
制ニ關スル命令中
通過貨物ハコノ限
リニ非ズトノ條項
ハ自然ソノ效力ヲ
失フコトトナツタ
右ハ法制的ニハ從
來輸出許可制ノ手
續ニ關スル根本規
定デアアル四月十五
日附大統領令中カ

ラ米國ヲ經由外國
ニ再輸出スルモノ
ニハ適用セザルノ
規定ヲ削除シタモ
ノデアアル之ニ就キ
米國務省ノ解釋ニ
從ヘバ米國港ニ於
テ積卸ヲセズ、且
同一船舶デ、ソノ
儘米國經由(パナ
マ運河通過)輸送
セラレル貨物ニハ
今回ノ輸出許可制
ハ適用シナイコト
トナツテキル、但
シ一旦米國ノ港灣
マデ運ビ、米國港
灣ニテ他ノ船ニ積
換ヘマタ米國領土
ヲ陸路通過、他ノ
船ニ積換ヘラレル
貨物ニ對シテ適用
サレルモノデア
ル、從ツテパナマ
運河通過ノ本邦船
ニハ適用ナキ譯デ

昭和十六年
五月九日附
華府發同盟

軍需品

イラク向輸出制限品目

アル一部報道ニヨ
レバソ聯ハ購入セ
ルヴエネセラ石油
ヲ米國ニテ精製シ
タル上自國へ輸送
セル例アリ右ノ如
キ場合ノ制限ヲ企
圖セルモノカト觀
ラレテキル
尙右措置ハ早クモ
實施ヲ見テキルト

米國務省ハ丁、
「カイト」談話ト
關聯シ對「イラク」
國向ケ軍需品輸出
高ヲ左ノ如ク發表
シテキル
米國ハ昨年度約百
萬弗ノ軍需品ヲ
「イラク」向ケ輸
出シタガ、右ノ内
六十九萬八千弗ノ
飛行機ヲ含ンデキ
ル、本年度ハ今日

迄ニ僅々二十萬弗
ノ輸出デアルト

五月十四日
附着

輸出許可制品目

- 1 ハイオサイアマス (ヒヨス) (hyocyanus)
- 2 ストラモニウム
- 3 コランビウム
- 4 タンタル (tantalum)
- 5 氷晶石 (cryolite)
- 6 螢石 (fluor-spar)
- 7 化學用木材バルブ
- 8 チギタリス種子

ルーズヴェルト大
統領ハ五月十日國
防強化促進法第六
條ニ基キ來ル六月
三日以降上掲各品
目ニ對シテ輸出許
可制ヲ適用スル旨
ノ大統領布告ヲ公
布シタ
右布告ノ品目中第
七項ノ化學用木
材「バルブ」(ケミ
カル・ウッド・パ
ルブ)ハ一九四一
年三月二十七日公
布ノ大統領令布告
ノ要許可品目第九
項(九〇%又ハソ
レ以上ノ「アルフ
アセルローズ」ヲ
含ム精製「ウツト・
バルブ」ニ代ルモ

昭和十六年
五月十六日
附外務省通
商局日報發
表

輸出統制法適用地域擴大

ノデア
因ニ、上掲(1)、(2)
(8)、ノ品目ハ
何レモ植物性藥品
(3)ハ金屬元素
(4)ハ白金代用
(5)ハ磁器硝子製造
用
(6)ハ製鐵用溶劑デ
アル
一九四〇年七月二
日國防強化促進法
(所謂輸出統制法
第六條ヲ比島及
「バナマ」運河地
帶ヲ含ム)同米屬
領ニ適用スル旨ノ
決議案ガ今議會ニ
提出審議中ト傳ヘ
ラレテキタガ上院
ハ五月十五日通過
下院ハ目下審議中
デア

五月二十三
日着電

本邦向石油

五月二十日米國下
院ニ日本向石油ノ
船積禁止ニ關シ
一、日本向石油ノ
船積禁止ヲ大統
領ニ要求スル決
議案
一、日本向石油輸
送船舶ノ出港禁
止法案
一、商務長官ノ許
可アル場合以外
ハ石油石油製品
ノ輸出ヲ禁止ス
ル法案
ノ決議案竝ニ二法
案ガ提出サレタ旨
報ゼラル提出者ソ
ノ他詳細判明シナ
イガ對本邦向輸出
禁止物資トシテ、
新ニ石油竝ニ石油
製品ヲ加ヘヨウト
スル意圖ガ注目サ
レテキル
同右石油禁止案内

[Blank area for the main text of the article on the right page.]

容一

一、日本及ソノ屬領向ケ石油又ハ石油製品ノ輸出ヲ違法行爲トナシ、コレニ從事シタ者ハ一年ノ懲役又ハ五千弗ノ罰金ヲ科ス

二、日本向ケ石油又ハ石油製品輸送航ニ對シ出港認可證下附ヲ禁止スル

三、輸出許可制ニ基キ既ニ發令サレタ輸出禁止ノ大統領令ニ日本向ケ石油輸出モ加ヘルコトヲ大統領ニ要求スルコト

四、大統領ニ對シ日本向ケ石油積出シ禁止方ヲ督促スルコト

五月二十八日附
華府發同盟

軍需資材ノ輸出統制

[Blank area for the main text of the article on the left page.]

右ノ内第一案ハ米國內ノ問題デアリ外國通商委員會デハコノ措置ニツキ未ダ手ヲツケテキナイト報ゼラレル第二、第四案ハ海運委員會ノ審議事項デアアルガ國務省及海軍委員會ハ海運委員會ニ對シ右二案ノ立法化ヲ勸告シタ

第三案ハ陸軍委員會ノ所管デ、コレハ未ダ考慮セントスル動キハ見エナイト

米國政府當局筋ヨリ確聞スルニ政府ハ米洲共同防衛戰線結成ニツキ過般來米洲諸國トノ間ニ外交交渉ヲ進メ

テキタガ右交渉ニ
 オイテ西半球ヘノ
 「ドイツ」ノ脅威
 ニ對抗スル「經濟
 防衛」トシテ凡ユ
 ル軍需資材ノ輸出
 ニ對スル嚴重ナ統
 制ガ計畫サレテキ
 ル、シカシテ右軍
 需資材ノ輸出統制
 ハ次ノ如キ内容ヲ
 モツモノデアル

一、西半球以外ヘ
 ノ軍需品輸出ヲ
 制限スルコトニ
 ヨリ西半球ニ必
 要ナル凡ユル軍
 事的原料資材及
 ビ工業生産品ヲ
 確保スル

一、重要原料資材
 及ビ工業生産品
 ガ「ドイツ」「イ
 タリア」兩國乃
 至ハ樞軸ノ勢力
 下ニアル諸國ニ

流出スルノヲ封
 ズルタメコレガ
 再輸出ヲ禁止ス
 ルコト但シ西半
 球内ノ再輸出ハ
 コノ限りデナ
 イ、シカシテ米
 國ハ西半球二十
 一ノ共和國ノ結
 東ヲ固メルタメ
 一、右二十一ヶ國
 ヨリ從來歐洲向
 ケニ輸出シテキ
 タ軍事的原料資
 材ヲ買付ケル

一、米國ヨリ他ノ
 米洲共和國向ケ
 原料資材及ビ軍
 需品ノ輸出ハ現
 在各船積ニツキ
 個々ノ許可ヲ必
 要トシテキルガ
 コレヲ變更シテ
 總括的許可ノ供
 與ヲ認メル方法
 ヲ考慮シテキル
 トイハレル

六月十四日
附着電
六月十日附
輸出統制法
七月二日ヨ
リ實施

輸出許可追加品目

- 1 蒼鉛
- 2 天然護謨
- 3 樹脂
- 4 「ヂルコニウム」

六月十六日
附新聞報

對比輸出品全部

「ル」米國大統領ハ六月十日輸出統制法ニ基キ上記品目ニ輸出許可制ヲ適用スル旨ノ布告ヲ發表シタ、同布告ハ七月二日カラ實施サレルコトトナツテキル、右ハ米ノ授英資材ノ第三國流入ヲ阻止スル爲メト見ラレ本邦ニ影響ハナイト

比島事務官「エルサルデ」氏ヨリ「ケンソン」大統領ニ宛テタ報告ニヨレバ米國務省ハ對比島輸出全部ヲ一般許可制ノ下ニ置キ即時ニレヲ實施スルニ決定シタ、但シ武器、彈藥、錫板「ヘリウム」、水銀、工

昭和十六年
六月二十日
附華府發同盟

石油輸出統制

石油輸出全面的許可制禁止令要旨一

一、石油製品ノ全般ニ付輸出許可制ヲ適用スル事

一、東岸諸港ヨリノ英帝國、アイルランド埃及向石油製品輸出

ニ對スル制限許可證ヲ發行スルコト

一、大西洋岸ヲ除ク一切ノ諸港、即チ墨西哥灣及太平洋岸ヨリノ外國向輸出ニ付ゼネラルライセンズヲ發行スルコト

業「ダイヤモンド」ハコノ適用ヲ除外サレル

米國務省ハ二十日ノ大統領聲明ニヨル石油製品ノ輸出許可制ノ施行並ニ英帝國「エジプト」「アイルランド」及米洲諸國ヲ除ク一切ノ國家ニ對スル東岸諸港ヨリノ石油輸出禁止令ヲ發表シタガ、右禁止令ノ要旨ハ上掲ノ如クデア

「ル」米國大統領ハ六月十日全石油製品ノ輸出ヲ輸出統制官ノ管轄下ニ置クトトモニ、東部諸港ヨリ船積ミノ石油ハ、英帝國、「エジプ

ト」オヨビ西半球
 諸國向ケノモノニ
 限リ輸出ヲ許可ス
 ル旨ノ命令ヲ發シ
 タ、右ニ關シ政府
 當局ハ「メキシコ」
 灣沿岸オヨビ太平
 洋諸港ヨリノ石油
 積出シヲサラニ制
 限スルコトハ今ノ
 トコロ考慮サレテ
 キナイト發表シタ
 國務省ハ石油輸出
 ニ關スル二十日ノ
 大統領聲明ニツキ
 同日左ノ如キ補足
 發表ヲ行ツタ
 米政府ハ英國ノ在
 米軍需品調達委員
 會ニ對シ、石油ノ
 無制限輸出許可ヲ
 容認スルトトモ
 ニ、新ニ輸出許可
 制ノ對象トナレル
 各種石油製品ヲ米
 國大西洋岸諸港ヨ

リ、英帝國ノアラ
 ユル場所オヨビ
 「エジプト」ナラ
 ビニ「エール」ヘ
 輸出スルコトヲ承
 認シタ、同時ニ
 「ラテン、アメリ
 カ」諸國ニ對シテ
 モ、同様ノ石油製
 品ヲ米國大西洋岸
 諸港ヨリ輸出スル
 コトヲ許容スル七
 月三十一日マデ有
 效ナ一般の輸出許
 可ヲ發表シタ、米
 政府ハサラニコレ
 ラノ各種石油製
 品ヲ、大西洋岸ヲ
 除ク他ノアラユル
 米國諸港ヨリ、イ
 カナル外國向ケ
 ニモ、輸出シ得ル
 權利ヲ與ヘル
 ナホ右發表ニ關シ
 國務省當局ハ今回
 トツタ措置ノ主旨

六月三十日
附通商局日
報
六月二十五
日附着電

輸出許可制石油關係

品 目

- 1. Crude oils
- 2. Natural gasoline
- 3. Motor fuels

ヲ次ノ如ク説明シ
 タ
 一、アラユル種類
 ノ石油ヲ輸出許
 可制ノ對象トナ
 ス
 一、日本オヨビ他
 ノ諸國ニ對シテ
 ハ、コレマデ太
 平洋諸港ヨリ積
 出サレタト同一
 ノ各種石油製品
 ノ購入繼續ヲ許
 容スル、航空機
 用「ガソリン」
 ノ日本向禁油ハ
 不變デアルト

六月二十四日附官
 報ヲ以テ現行輸出
 許可制適用追加品
 目ガ公布サレタ、
 右ハ六月二十一日
 ヨリ效力ヲ發生ス
 ルモノデアル

- (1) Aviation motor fuels
- (2) Other motor fuel and gasoline
- (3) Blending agents (of petroleum origin)
- 4. Tetraethyl lead
- 5. Naphtha, mineral spirits, solvents tractor fuels, and other light products
- 6. Kerosene
- 7. Gas oil and distillate fuel oil
- 8. Residual fuel oil
- 9. Lubricants
 - (1) Aviation lubricating oils
 - (2) Medium viscosity in'ex grade
 - (3) Other motor oil not conforming to above specifica-tions for aviation lubricating oil
 - (4) Other lubricating oils
 - (5) Lubricating greases
- 10. Liquefied petroleum gases
- 11. Paraffine wax, refined and unrefined
- 12. Petroleum asphalt

尙右ニ依リ輸出許
 可制ノ適用ヲ受ケ
 ル石油關係品目ハ
 上掲ノ如クデアル

13. Petroleum coke
14. Other petroleum products

(前記製品ノ譯名)

- 1 原油
- 2 天然「ガソリン」
- 3 「モーター」用燃料
- (イ) 航空用燃料
- (ロ) 其ノ他燃料及「ガソリン」
- (ハ) 混合代用燃料 (「ブレンディング・エーゼント」) 石油性ノモノ)
- 4 「テトラエチル」鉛
- 5 「ナフタ」油、鑛油「トラクター」用「ソルヴェント」油、其ノ他輕油
- 6 「ケロセン」(燈油)
- 7 「ガス油」及蒸溜燃料
- 8 殘溜燃料
- 9 潤滑油
- (イ) 航空用潤滑油
- (ロ) 中級粘度品

- (ハ) 上掲航空用以外ノモーター用燃油
- (ニ) 別掲セザル潤滑油
- (ホ) 潤滑「グリース」
- 10 液化石油瓦斯
- 11 「パラフィン」蠟(精製品及未製品)
- 12 石油「アスファルト」
- 13 石油「コーク」
- 14 別掲セザル石油製品

加奈陀

昭和十四年
九月二十日
附總督令ヲ
以テ二十二
日公表

昭和十四年
十月二十三
日附國稅省
「メモラン
ダム」ヲ以
テ公表

昭和十四年
十一月四日
附國稅省
「メモラン
ダム」ヲ以
テ公表
總督令第三
二二三號ニ
依ル輸出入
禁止

輸出許可制品目

1 銅

4 亜鉛

7 其他重要鑛生物

2 「ニツケル」

5 屑鐵

3 鉛

6 「アスベスト」

各種肥料（石灰窒素ヲ除ク）

砂
糖

輸出許可制（國稅
大臣ノ許可ヲ要ス
敵國ヘノ賣渡ヲ防
止スルト共ニ國內
消費ニ備フルニ在
リ）

農務大臣ノ認メタ
ル場合ノ外輸出許
可證發給停止

但輸出入許可ヲ得
又ハ「メーブル」
糖及百封度未滿ノ
モノヲ除ク

昭和十四年十二月二十二日附國稅省「メモランダム」ヲ以テ公表

昭和十五年一月三日附國稅省「メモランダム」ヲ以テ各稅關ニ訓令即日實施

昭和十五年一月二十三日附總督令ヲ以テ追加二月五日ヨリ實施

亞麻纖維

鹽鮭及鹽鯨

- 1 人造砥石
- 2 銃 鐵
- 4 鐵鋼レール
- 5 筒 管
- 7 白 金
- 8 ラヂウム
- 10 チルル
- 11 黃鐵鋼
- 12 モリブデン
- 13 タングステン
- 14 スピーゲルアイゼン
- 15 珪 素
- 16 マンガン
- 3 鋼 塊
- 6 雲 母
- 9 セレニウム

農務大臣ノ認メタル場合ノ外輸出許可證發給停止國內需給ヲ確保スル目的ニ出ヅ

英領コロンビア產上記魚類ニ付テハ同州法ニ基キ同州鹽魚監理局發給ノ市場販賣許可證ナキ限り輸出禁止

輸出許可追加品目トシテ公布サレタルモノ

昭和十五年一月二十三日附總督令ヲ以テ即日實施

一切ノ物資

一般商品

昭和十五年四月十一日附總督令ニ基ク四月十五日附國稅省「メモランダム」

敵國領土又ハ占領地ニ隣接諸外國向ハ國稅大臣ノ許可無キ限り輸出ヲ禁止ス
一月二十四日附國稅省「メモランダム」ヲ以テ右適用地域トシテ白耳義、丁抹、洪牙利、伊太利、和蘭、瑞西、蘇聯邦、リヒステンスタイン、リシアニア、ルクセンブルン、ルーマニア、ユーゴスラヴィアノ十二ヶ國ヲ指定セリ

「アルバニヤ」葡荷牙「アイスランド」及土耳其向輸出ハ國稅大臣ノ許可ナキ限り禁止ス

昭和十五年四月十六日附國稅省「メモランダム」

鱈肝臟及肝油
(粗製又ハ精製)

蝦罐詰

昭和十五年六月十二日附總督令
六月十七日國稅省「メモランダム」ヲ以テ公表

魚肝油、魚油

昭和十五年六月二十四日附國稅省「メモランダム」ヲ以テ公表

米松丸太

昭和十五年七月六日發表十日ヨリ實施

戰時物價貿易局ノ許可ナキ限り輸出禁止

輸出禁止
特別許可以外輸出許可證下附停止

輸出禁止
戰時物價貿易局ノ許可以外輸出許可證發給停止

七月十日ヨリ三ヶ月間B・C州產製材用ノモノノ輸出ヲ禁止ス(英帝國

内除外)軍需資材生産ニ必要ノ原木確保ノ目的ニ出ヅ

戰時物價貿易局ノ許可ナキ限り輸出禁止

國稅大臣ノ許可ナキ限り「マデイラ」諸島、「カナリ」諸島、「ケイゾヴェルデ」諸島、「アゾレス」群島、赤道以北ノ西領及葡領阿弗利加、「タンチール」國際地帯ニ對スル輸出ヲ禁止ス

外國向輸出許可書發給停止

昭和十五年七月十日附國稅省「メモランダム」ヲ以テ公表

皮革類(毛皮ヲ除ク)

一般商品

昭和十五年八月六日附總督令、同月七日附國稅省「メモランダム」ヲ以テ公表

銅

昭和十五年十月十日着

電(十月九日公表)

昭和十五年十一月五日附國稅省「メモランダム」

鐵、鋼鐵製品、「ダイヤモンド」、「クローム」鑛、機械及器具類

(英本國並ニ國內需要ニ充當ノ爲)

昭和十五年一月二十三日附總督令ニヨル鋼「インゴット」ブルウム」及「ピレット」、鐵及鋼製「レール」、「パイプ」及「チューブ」等ノ鐵鋼製品ハ國務大臣ノ許可以外輸出禁止サレタルモノニ追加十一月九日實施セリ

(一) (非鐵金屬)「アンチモニー」、「ベリリウム」、「ブラスブロンズ」

「マグネシウム」水銀、錫

(二) (鐵合金)「チタン」、「ヴァナヂウム」

(三) (其ノ他ノ工業用鑛物) 耐火性硼砂クローム鐵鑛、耐火性石墨マグネシウム

(四) (燃料及關係用品) 石油產物、「テトラエチール」鉛、「トルオール」、「テトラエチール」鉛及航空用「ガソリン」ノ製產

輸出許可制

(軍需及國內ノ需要確保並ニ對敵取引禁止強化ノ爲)

昭和十六年一月二十二日附總督令一月二十四日附官報公布二月三日實施

諸設備、油槽並ニ鑽孔機

(五) (化學製品)「アンモニア」及「アンモニウム化合物、鹽素

「ヂメチルアニリン」、「ヂフェニルアミン」、硝酸、硝酸「ニトロセルローズ」、曹達、石灰、「ソヂウム」醋酸鹽、「ストロンチウム」化學藥品、硫酸

(六) (雜品) 航空寫眞器、綿「リントース」、鎮火器、亞麻、硝子、「ヘリウム」瓦斯、「マニラ・ファイバ」、軍用探照燈、光學用原料、光學用硝子板、其ノ他文獻、航空機及航空機用發動機ノ設計又ハ建造可塑物、石英、溫石棉、「キニーネ」護謨、「セルラック」、生絲

輸出禁止品目

ダグラス材

(ダグラス・ファ挽材)

輸出統制追加品目

(一) 小麥、小麥粉

上記品目ハ特ニ國稅大臣ヨリ輸出許可證ノ下附ヲ受ケタル場合ノ外輸出禁止ノ旨公表サル
上記品目ヲ輸出統制下ニ置キ今後小麥等ノ輸出ニハ國

昭和十六年一月十五日附着電一九四〇年十二月四日附國務省メモランダム

三月二十九日附新聞報一九四一年

二月十三日
附總督令
官報號外公
布即日實施

(一) 油井及瓦斯井機械類
(二) 石油精製機械及同部分品

稅省ヨリ發給スル
輸出許可證ヲ受ク
ルニ非ザレバ輸出
ハ不可能トナル
小麥及小麥粉ノ輸
出統制ハ獨逸ノ占
領地域及勢力圍ニ
流入ヲ防止スルノ
ヲ目的トセルモノ
トミラル尙右ニ關
シ加奈陀政府當局
ノ說明ニヨレバ小
麥及小麥粉ハ國內
ノ供給潤澤ニシテ
輸出禁止ノ要ナキ
モ仕向地ヲ充分取
調ノ要アルガ爲ニ
テ、從ツテ本邦向
小麥輸出モ今後禁
止セラルル次第ニ
非ズ又油井及瓦斯
井用設備品同掘鑿
用機械類、石油精
製機械類等ハ當國
內供給確保ヲ主眼
トスルモノデア

三月三十日
附オツタワ
發同盟
四月一日新
聞報
四月一日ヨ
リ實施

輸出許可品目

全輸出商品

特ニ左記ノ如キ國防必需品

1 ニツケル

3 コバルト

2 銅

4 アスベスト等

四月六日附
ヴァンク
ヴァア
發同盟

梅丸太 (ブリテイッシュ・コロンビア洲産)

キング加首相ハ三
月三十日西半球諸
國及英領各國向ケ
以外ノ凡ニ輸出
ニ對シ、四月一日
ヨリ輸出許可制ヲ
實施スル旨正式發
表シタ
右許可制ハ西半球
佛領植民地ニ對シ
テモ適用サレ特ニ
上掲ノ如キ國防必
需品ノ輸出ニハ如
何ナル仕向地ニ對
シテモ特別ノ許可
ヲ必要トスル
加奈陀政府ハソノ
輸出統制政策トシ
テ英帝領諸國竝ニ
米洲以外ノ第三國
向輸出ニ許可制ヲ
採リツツアリ、コ
ノ爲メ對日輸出ニ
ハ統制ハ加重サレ

四月十一日
附ヴァンク
I ヴア發同
盟

梅丸太
木材バルプ

ツツアリ、六日ヴ
アクーヴァ港ヨリ
積出豫定中ノ上掲
品目ニ對シ積込ミ
禁止ヲ命ジタ旨傳
ヘラル

加奈陀政府ハ去ル
四月一日以來、新
タニ輸出許可制ヲ
實施シ、コレニヨ
リ日本向輸出ハ全
ク禁止状態トナリ
上掲品目ソノ他諸
原料ノ積出ハ最近
殆ンド杜絶シタ、
然乍ラ四月十一日
オツタワ來電ニヨ
レバ政府當局デハ
今後ノ積出ハ個々
ノ場合ニ就キ各々
ソノ可否ヲ検討シ
テ輸出ヲ許可スル
方針デアアル旨言明
シタト

四月八日發
同盟

在加奈陀物資全般

加奈陀政府ハ四月
七日附、個人ノ使
用品及特別許可ヲ
得タル物品以外ノ
凡ニル物資ノ國外
持出ヲ禁止スル旨
布告シタ本法ハ單
ナル旅行ノ場合モ
適用サル
(右ハ輸出(再輸
出)禁止ト別個ノ
モノナルモ參考ト
シテ收録セリ)

加 陀

昭和十六年
三月五日附
着

小包便ニヨル鑛産物輸出禁止

五月十五日
附オツタワ
發同盟

對米輸出小麥

加奈陀鑛産物ノ輸出禁止措置ニ關シ加奈陀政府ハ右趣旨ノ徹底ヲ期スル爲メ小包郵便ニヨル鑛産物ノ輸出モ亦大藏大臣ノ特別許可無キ限り三月三日以後之ヲ禁止スルコトニ決定シ三月一日發行ノ郵務省週報ニ於テ全國郵便局長宛ソノ旨指令ヲ發シタト

加奈陀小麥ノ對米流入ハ米國ニ於ケル小麥相場ノ昂騰ニツレ漸次増加シツツアリ、目下米政府小麥専門家ハ加奈陀政府ト折衝中ト傳ヘラレテキルガ十五日「加奈陀小麥ノ對米流入

激増ヲ抑制スル爲メニハ割當制ヲ適用スルヤモ知レナイト言明シタ、十五日ノ「シカゴ」小麥市場ハ前日ヨリ若干反落シタガ今後更ニ昂騰スルトキハ現在ノ「ブツシユル」當リ四十二仙ノ關稅デハ加奈陀小麥ノ對米流入増加ノ防止ハ不可能ト指摘サレテキル

加奈陀石綿ノ本邦向輸出ニ關スル新聞報(二月二十七日附)ニ關シ「キブス」國稅大臣ハ、質問ニ答ヘテ最近大量ノ本邦向「アスベスト」輸出許可證ヲ發給シタガ右ハ上掲ノ

三月五日附
着

「アスベスト」(石綿)
(イ)「シングル・ファイバーアスベスト」
(ロ)「スピニング・ファイバー・アスベスト」

昭和十六年
五月九日附
報告(省外)

改正輸出許可規則

全般的規則

- 一、經濟戰爭ノ方法ニ效果ヲ與ヘル目的若クハ加奈陀ノ物資供給確保ノ目的ヲ輸出統制ヲナシテキル輸出品ノ輸出許可ハ今後貿易商務大臣ノ專管ニ於テ發行スル
- 二、輸出許可ノ申請、商品ニ關スル手續ハスベテ貿易商務省輸出許可課ニ提出スベシ、但シ、本則二六、二七、二八、二九三〇及び三一ニ規定スル如キモノハ除ク
- 三、(略)
- 四、一九四一年四月八日附總督令第三節ノ規定ニヨリ事前ニ輸出許可ノ請求アリタル同總督令附則第一表ニ指定スル物資ニ付テハ、如何ナル國ニ對シテモ許可スルヲ得
- 五、一九四一年四月八日附總督令第五及第六節ノ規定ニヨル場合ハ、西半球以外ノ如何ナル國ニ對シテモ(英帝國領土ヲ

「アスベスト」デ
彈藥製造ニ使用サ
レルモノト種類ヲ
異ニスルモノナル
旨説明シタト傳ヘ
ラル

「カナダ」自治領
政府ガ輸出許可制
ノ實質的強化ヲ期
シ、五月五日ヨリ
輸出許可事務ハ、
貿易商務大臣ノ管
下ニ統一、輸出許
可規則ノ強化改正
ヲ行ヒ、即日實施
シタ、同規則ノ主
要條項ハ上掲ノ如
クデア

- 除ク)若クハ西半球以内ニ於テハ佛蘭西植民地又ハ領土ニ對シ、先ヅ輸出許可ヲ得ルニ非ザルバ如何ナル商品モ輸出スルヲ得ズ
- 六、右ノ西半球トハ國際日附線ノ東徑三〇度ノ西ニ在ル全テノ陸地ヲ含ム
- 七、輸出許可ハ價格五弗以下ノ發送ニ關シテハ必要トセズ、但シ、本則三〇ニ規定スルガ如キ砂糖ニ關シテハ此限りニ非ズ
- 八、價格百弗ヲ超ユル f、o、bノ商品ニ關スル輸出許可ノ申請ニハ各々二弗ノ手数料ヲ要ス
- 九、(略)
- 一〇、(略)
- 一一、(略)
- 三、輸出許可申請書ニ記入スル仕向國ハ、最終ノ仕向地ノ國タルベキデア、若シ、荷受人ハ商品ガ積ミ換ヲ豫定サレテキルコトヲ知シタナラバ、コノ事實ト最終ノ仕向地ヲ申請書ニ示サネバナラナイ、若シ、最終仕向國ガ不明デアラナラバ、申請書ハ確メルコトガ出來タ時直チニ最終仕向國ニツイテ、輸出許可課ニ報告スルコトヲ要ス、貿易商務大臣ハ、右ノ者ガ最終仕向國ニツイテ報告アル迄輸出許可ノ下附ヲ拒絕スル

コトヲ得

- 三、(略)
- 四、(略)
- 五、(略)
- 六、輸出許可ハ讓渡スルコトヲ得ズ
- 七、輸出許可ハ無通告ヲモツテ、何時デモ取消シ得ル
- 八、輸出許可證ノ紛失又ハ毀損シタ場合、申請者ニヨル宣誓ガ行ハレル迄引キ換ヘ又ハ再發行ヲ爲サズ
- 九、輸出許可證ニ記載シテアルモノト相違スル商品ノ輸出ヲ企テ、若クハ許可證ノ改變等ハ稅關法及ビ戰爭措置法ノ規定ニ基キ處罰ス
- 一〇、(略)
- 一一、輸出許可ハ、荷受人ガ、輸入國ニアル加奈陀貿易官又ハ英國領事ヨリ受ケタ證明ノ報告アル時迄コレヲ抑ヘルコトヲ得
- 一二、輸出許可ハ九十日間有效デアル、出荷ハ輸出許可ノ日附カラ九十日以内ニ出口ノ港カラ爲サネバナラヌ
- 一三、取消又ハ期限滿了ノ輸出許可ハ届出ヲ要ス
- 一四、(略)
- 一五、(略)

五月二十三
日附
新聞報

- 一六、合衆國向ケ肥料輸出ノ申請ハ農業省ニ提出スベシ(中略)
合衆國以外ノ全仕向國ノ肥料輸出ノ申請ハ輸出許可課ニ提出スベシ
- 一七、(略)―酪農製品ニ關スル事項
- 一八、牛、馬皮(犢皮ヲ含ム)ノ輸出許可ニ關スル申請ハ原皮管
理官ニ提出セネバナラヌ、但シ、價格二五弗位ノ原皮又ハ皮
ノ臨時ノ發送ニツイテハ輸出許可ヲ要セズ
- 一九、(略)―毛ノ合衆國輸出ニ關スル事項
- 二〇、(略)―英、米向ケ砂糖輸出ニ關スル事項
- 二一、(略)―蝦鱈詰ノ合衆國輸出ニ關スル事項
- 二二、()―魚油輸出許可申請ノ注意

輸出許可制撤廢
本邦向加奈陀産小麦・「ヘムロツク」及「コットン・ロツクス」

今般「カナダ」政
府ノ日本向貨物中
上掲品目ノ輸出許
可制ニ就キ今後之
ガ續行ハ不可能デ
アリ影響面白カラ
ザルモノアリ速ニ
撤廢スベシトノ熱
心ナル意見一部ニ

昭和十六年
六月二十四
日附着電
六月二十日
附官報號外

- 輸出許可追加品目
- 1 化學製品
 - 2 農産品
 - 3 動物製品等々

據頭シ之ガ要請ヲ
爲シタ爲メ、カナ
ダ政府モ考慮中
ヲ傳ヘラレタ
但シ右ハ當局ヨリ
ノ公表ハ未發表デ
アル

「カナダ」政府ハ
六月二十日附官報
號外ヲ以テ輸出許
可ヲ要スル品目ノ
追加ヲ發表シ六月
十三日カラ實施シ
タ右追加品目ハ主
トシテ上掲ノ如キ
モノデアアル

六月二日附
通商局日報
三月二十一
日附「オツ
タワ」發
三月十九日
附官報號外

新輸出制限品

- 「コンセントレーテッド・ミルク」製品（五〇封度ヲ超ユルモノ）、左記ヲ含ム
- (1) 消毒「ミルク」及「クリーム」(Sterilized milk and cream)
 - (2) 「コンデンス」(有糖) 全乳又ハ「スキム・ミルク」
(Condensed (sweetened) whole milk or skim milk)
 - (3) 蒸發(無糖) 全乳又ハ「スキム・ミルク」又ハ「バター・ミルク」(Evaporated (unsweetened) whole milk or skim milk or butter milk)
 - (4) 「ドライ」全乳又ハ「クリーム」又ハ「スキム・ミルク」又ハ「バター・ミルク」(Dried whole milk or cream or skim milk or butter milk)

「カナダ」政府ハ
三月十九日附官報
號外ヲ以テ三月十
三日以降「デアリ
ー・プロダクト・
ボード」(酪産局)
ノ許可ヲ得タ場合
ノ外、五〇封度ヲ
超過シタ濃縮乳
「コンセントレー
テッド・ミルク」製
品ヲ外國ニ輸出ス
ルコトヲ許可シナ
クナツタ旨公布シ
タ、但シ酪産局ノ
指示ノ下ニ、英本
國向ケ輸出サレル
モノハ右ノ限リデ
ハナイ、又「コンセ
ントレーテッド・
ミルク」製品ノ細
目ハ上掲ノ如クデ
アル

六月九日附新聞報 小麦

「カナダ」首相ハ五日下院ニオイテ反對黨ノ質問ニ答ヘ「カナダ」小麦ノ對日輸出ニ關シ次ノ如ク語ツタ
「カナダ」政府ハ「バンクーバー」カラ日本ニ輸出サレルコトニナツテキル小麦ノ積出シヲ許可シタ、コレハ輸出統制令公布前ノ取引ニヨルノデアルカラデ政府ハ十分打合せノ結果コレヲ決定シタノデアル

アルゼンチン

昭和十四年九月二日附大統領令ヲ以テ即日實施

一切ノ燃料

昭和十四年九月二十日附大統領令即日實施

食用及播種用馬鈴薯

昭和十四年九月二十一日大統領令

新及故ノ鐵、銅「アルミニウム」、「アンチモニー」、錫、「クロム」、「ニッケル」、青銅及眞鍮、以上トノ混合金屬、殘渣、破片、斷片及屑

昭和十四年十二月十二日大統領令公布一月一日ヨリ實施

葉鐵屑

九月二十一日附大統領令ニハ明記ナカリシモ同日以降事實的輸出禁止ノ實施ヲ爲シ居リタリシガ今般理由ノ如何ニ拘ハラズ輸

昭和十四年十二月二十日附大統領令ヲ近ク公布實施ノ由

(イ) 錫鑛石ノ輸出禁止
(ロ) 錫及銀合金、錫屑、銀及銀製品ハ輸出許可制

小麦及小麦粉

輸出禁止

昭和十五年七月二十九日附大統領令ヲ以テ即日實施

小麦及小麦粉

昭和十五年九月十二日附大統領令即日實施

輸出許可制
七月二十九日附輸出禁止令ヲ解除ニ際シ國內消費及隣接國向輸出ニ支障ナキ限リ仕向國ノ如何ヲ問ハズ許可制ノ下ニ輸出ヲ認ムルコトナレリ

出禁止ヲ爲スコトヲ明記セルモノナリ

メキシコ

關稅法第二十二條第二項ニ基キ昭和十四年十月六日附大藏省令ヲ以テ公布十二日ヨリ實施

輸出禁止品目

- 1 羊、山羊、騾
- 2 羊皮(鞣皮ヲ除ク)
- 3 山羊毛、羊毛
- 4 フリホール豆及玉蜀黍

玉蜀黍及豆類ノ收穫量ガ旱魃ノ爲減收甚シク又畜類ハ國內保有少キ爲メ之ガ輸出禁止ヲ行ヘリ然レドモ本年度ハ天候ニ恵マレタルト政府ノ對農業措置宜シキヲ得タル爲メ豐作豫想サレルヲ以テ遠カラズ廢止セラレバキ由デアル

メキシコ

昭和十六年
六月三十日
附通商局日
報
六月二十六
日附「メキ
シコ」來電

軍需資材輸出禁止

メキシコ

二三四

六月二十六日附ノ
夕刊紙「ウルテイ
マス」ノテイシヤ
スハ米墨兩國間
ニ新通商協定ガ事
實上成立ヲ見タ旨
報ジテキルガ、右
協定ノ内容ハ墨國
政府ノ米洲諸國以
外ヘノ軍需資材ノ
輸出禁止及之ニ對
應シ、米國政府ガ
墨國産ノ全軍需資
材ノ買付ヲ定メタ
ルモノト報ゼラレ
テキル
尙同紙ニヨルト最
近米國政府ト「ブ
ラジル」政府トノ
間ニモ右ト同様ナ
間定メ更ニ全「ラ
タガ」更ニ全「ラ
ン」間ニ同種經
トノ間ニ同種經
協定ヲ締結シ以テ
三億弗ニ上ル軍需
資材買付ノ意向ガ
アル旨ヲモ報ジテ
キル

アバ
アイ

昭和十四年
八月二十八
日

一般金屬

輸出禁止トナル

アラグアイ

二三五

ルブラジ

十一月十六日附大統領令

二月十日着
電二月七日
附大統領令
二月八日實
施

獸骨及磷酸肥料

新輸出許可品目中本邦關係品

(一) (基本的物資)

工業用、「ダイヤ」雲母、水晶、眼鏡用硝子、「マンガン」アルミニウム、「アンチモニー」、「アスベスト」、「クローム」、「リントー」、「グラファイト」、皮革、「マグネシウム」、水銀、「モリブデン」、「ブラチナ」類、石炭、護謨、錫、「トルオール」、「タングステン」、「バナヂウム」、石油及其ノ副産物、鐵鋼、銑鐵、鐵合金

(二) (化學生産品)

「アンモニア」、硝石、硫酸

(三) 機械器具、工作機械其ノ他

(四) (其ノ他ノ生産品)、飛行機部分品、装甲用鐵板、防彈用硝子「レール」、鐵棒、鐵管、釘、「ブリキ」板

上記品目ハ輸出禁止トナツタガ右ハ農業保護ノ見地ニ出ヅルモノデアル

米洲諸國以外ヘノ輸出ニ對スル新許可制ヲ設ケ、施行細則ニ關シテハ大藏大臣ヨリ追テ發セラル

昭和十六年
二月二十二日
着電

三月二十日
大統領布告

輸出許可製造加品目

- (一) 銅 (製品、屑、鑽石)
- (二) 青銅 (同 右)
- (三) 眞鍮 (同 右)
- (四) 鉛 (トタン) (同右)
- (五) ニッケル (同 右)
- (六) ポタツシユーム及同合成品
- (七) 肥料

三月三日着電

輸出水晶ニ關スル法令

- (一) 水晶ノ輸出ハ農務省鑛山局發行ノ分類證及評價證ノ添附ヲ要ス
- (二) 輸出水晶ハ左ノ二種ニ分類ス

(1) 結晶體

上記ハ本年二月七日布告ノ主要物資輸出許可制用品目ニ追加ノモノニシテ今後品目ノ増減ノ權限ハ大藏大臣ニ與ヘラル

右措置ハ英ノ伯國ニ對スル經濟壓迫ニ對抗スル一種ノ報復的措置ト見ラ

ルルモ、今後伯國及其他一部米洲諸國ト英トノ政治的、經濟的疎隔ノ増大ガ豫想サレテ

二月二十七日、大統領ハ上記要領ノ水晶ノ輸出ニ關スル法令ニ署名シタガ、通商審議會ニ於テ立案中ノ關係細則及公定價格決

(2) 細片

前者ハ左ノ如ク分類ス

- (イ) 發信機ニ用ヒラルモノ
六割以上ヲ含ム透明水晶
- (ロ) 同前ニシテ針狀物及氣泡ノ少量散在スルモノ
- (ハ) 四割以上ノ二重結晶ヲ含ム透明水晶
後者ハ左ノ如ク分類ス
一個二百瓦以下ノ不規則細片ナルガ、結晶面ニ斑點、氣泡及青線ノ有無ニヨリ一級、二級及混合ノ三種トス
- (ニ) 水晶ノ輸出ハ通商審議會ノ決定スル價格以上ナルヲ要ス
- (四) 水晶ノ輸出ハ四五疋乃至五〇疋入り木箱入タル事、而テ一疋以上ノモノニハ各箇ニ荷札ヲ附ス
- (五)、(六)、省 略
- (出) 輸出港ハリオデジャネイロ及バイヤノミトス
- (ハ) 省 略
- (九) 評價證ニ對スル一割ヲ輸出港稅關ニ納ムル事
- (白) 本法ハ公布ノ日ヨリ實施ス

定ノ上之ガ實施ヲ見ルダラウト報ゼラル

三月八日着電

三月十日着電
三月八日附
大統領令

新輸出禁止品目

- | | |
|-----------|---------|
| 1 金、銀、白金 | 2 オスミウム |
| 3 イリジウム | 4 ルトニウム |
| 5 アルミニウム | 6 鉛、銅、錫 |
| 7 ニツケル、亜鉛 | 8 屑 鐵 |
| 9 オイチシカ種子 | 10 獸 骨 |
| 11 磷酸肥料 | |

三月三日輸出許可
施行細則公表サ
レ、新ニ輸出物資
ニ關スル検査所ガ
設ケラレ、輸出業
者ハ輸出物資ノ出
所、宛先、國籍等
ヲ詳細記入シ、ブ
ラジル工業聯盟ガ
責任ヲ以テ、之ニ
査證ヲ與ヘタ上、
輸出スルコトナ
レリ

上記貴金屬類其他
ヲ含ム新輸出禁止
令ガ三月八日公布
サレタ

リオデジャ
ネイロ三月
十八日發同
盟

本邦向輸出水晶

三月三日附來電ノ
水晶ノ輸出税問題
ニ付テハ鑛山局デ
ハ日本向ケ品ニ限
リ一割ノ輸出税ヲ
撤廢スル旨略々決
定中ノトコロ、爾
來英米關係業者方
面ノ反對起リ結局
法令通り一率ニ輸
出税賦課ニ確定シ
タ尙十八日公表
ノ公定相場ニ依レ
バ、何レノ品種ヲ
問ハズ、舊相場ニ
比シ税金込メ二割
高ノ模様デアルト
因ミニニ昨年度ブラ
ジル總輸出高ハ大
約邦貨五百四十萬
圓ニテ内三割強ガ
日本向輸出デアル

三月三十一日附通商局日報發表
二月七日附大統領令二月十日附官報公布(法令第三〇三二號)

輸出許可制品目

一、(基礎資材)

- 「アルミニウム」
- 「アンチモニール」
- 石綿
- 「クローム」、黒鉛
- 工業用「ダイヤモンド」
- 「マンガン」
- 「マグネシウム」
- 水銀、雲母
- 「モリブデン」
- 光學用硝子
- 白金屬、石英、水晶、錫
- 「タングステン」
- 「ヴァナヂウム」
- 屑金屬(鐵屑其他)石油及同製品
- 鐵礦、銑鐵、鐵合金
- 「フェロマンガシ」
- 「シュビーゲルライゼン」

伯國大統領ハ去ル二月七日附ヲ以テ鐵物ノ他基礎資材、化學製品機械金具、其他ノ物資ノ米洲以外諸國向輸出ニ對シ許可制實施ニ關スル法令ニ署名シタガ右ハ一九四一年二月七日附法令第三〇三二號トシテ公布サレタガソノ規定ニ依レバ

(第一條) 左掲製品並原料ハ豫メ許可ヲ得ルコトナク米洲諸國以外ノ國ニ對シ輸出スルコトヲ得ズ(品目ハ上欄所載ノ通り)

(第二條) 大藏大臣ハ本法令施行ニ必要ナル訓令ヲ發スルモノト

(第三條) 本法令ハ官報發表同日發效シ本法令ニ反スル規定ハ之ヲ無効トス
右ノ措置ニ於テ米國向ケノミハ除外サレ、且ツ右許可品目中若干ハ直接本邦トハ關係ナク何レカト云ヘバ輸入品ノ再輸出防止ヲ目的トスルモノト見ラレテキル

- 「フェロシリカ」
- 「フェロクローム」
- 「フェロタングステン」
- 「フェロヴァナヂウム」
- 「フェロコルンピオ」
- 「フェロチタニウム」(高炭素)
- 磷鐵
- 「フェロモリブデン」
- 「トリオール」
- 「キニーネ」
- 「ゴム」、麻、絹綿「リシター」
- 皮革、羊毛
- 二、(化學製品)
- 「アンモニア」及合成品
- 「エロリーナ」
- 「デイメチルアニリン」
- 「デイフェニルアミナ」
- 硝酸、硝酸鹽、硝化棉(但、一二%以下ノ窒素含有物)
- 曹達石灰

曹達醋酸鹽
 無水石膏
 「ストロンチウム」ヲ基礎トスル化學製品
 濃硫酸
 「キニーネ」硫酸鹽

三、(機械及金具)

左記機械及金具ノ古物及修理品即チー
 金物切斷用鋸製作機、電氣鋸、螺子廻機械
 琢磨機械、電氣圓鋸、車輛及機關車用車輪、製作用壓搾機
 輪轉研磨盤、輪轉面取機械
 研磨盤各種、平削盤、電氣旋盤、螺旋研磨機、鋸研機械、
 鋸、鑪掛機械、圓管鑄造機、琢磨機械各種
 金具研磨機械一般、柔軟研磨具附手提「リベット」機械
 遠心機
 手働電動水動其他各種壓搾機
 金物穿孔半穿孔其他類似機械
 研磨機、一般齒車機械
 鑄物用機械及其他機械並機械應用金具
 圓管鑄造機螺旋研磨機

四、(其他產品)

航空機用部分品
 裝飾用具及附屬品
 装甲用平板、防彈硝子、水晶質鑄物類
 航空器具及射擊方向照準用光學器具及「レンズ」
 金物鑄造用諸機械
 金物刻印用截斷用金剛砂磨用及銲接用諸機械
 鍛冶粗製品、鑄込地金
 針金製作用細金屬桿建築用鋼、鋼材、平板「レール」延金
 鐵筋「コンクリート」補強材
 「コールド・ドロンスチール」
 工具用鋼、「タガネ」包裝用帶紙、圓管、「チューブ」
 針金、釘及「ボールド」有棘鐵條柵用金網、杭鋼薄板、「ブ
 リキ」板帶鐵、車輪、車軸及鑄造鍛煉部分品

昭和十六年
五月十七日
附リオデジ
ヤネイロ發
同盟

五月二十七
日附新聞報
「サンパウ
ロ」來電

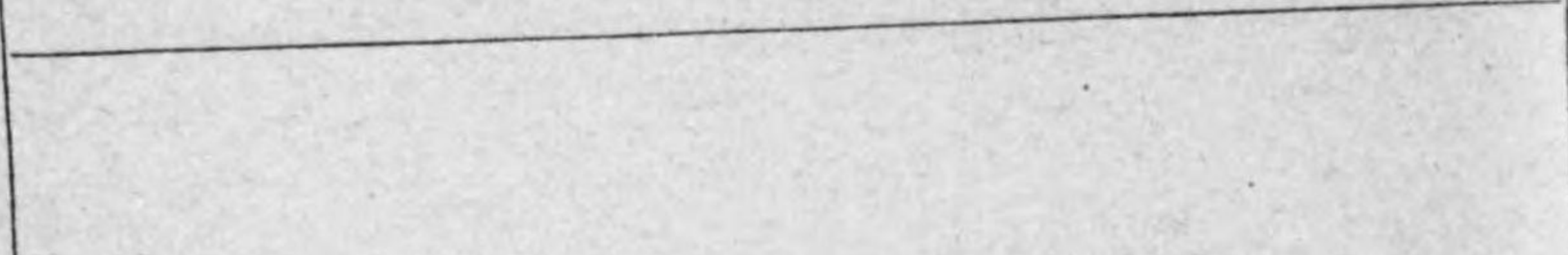
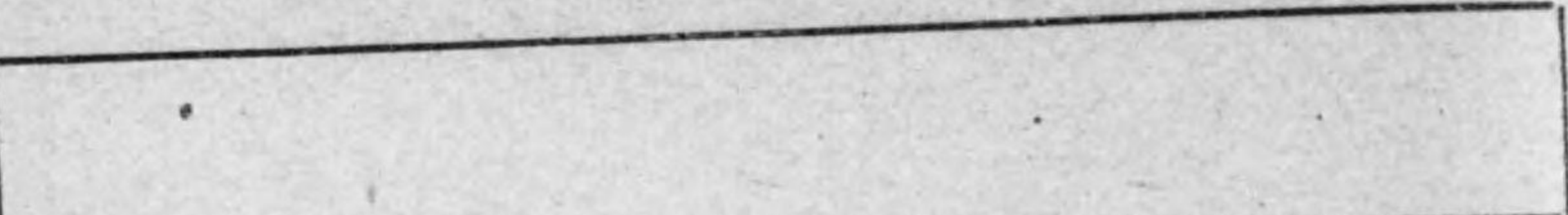
寶石類

輸出許可制追加品目

- 第一項 一九四一年二月七日附法令第三〇三二條第一項規定ノ
商品ニ加ヘ左記製品、原料品ニ對シ輸出事前許可制ヲ適用ス
- (A) (1) 銅鑛、未精銅
(2) 半精銅 (リスター及電解ニヨツテ直ニ精製シ得ルモノ)
(3) 銅塊、銅鑄塊
(4) 原銅材 (銅片等ノ形狀ノモノ)
(5) 故銅、銅管、銅罐
(6) 銅板、銅薄板

大藏次官ノ聲明ニ
ヨレバ伯國政府デ
ハ上掲品目ノ生産
格付輸出等統制ノ
爲メ近ク寶石局ヲ
設置ノ意向デ同法
案ハ既ニ立案中ニ
テ右ノ結果同法令
ニヨル採取者ノ保
護ト歐米方面ノ密
輸ノ取締ガ強化サ
レル模様デアル

伯國政府ハ今回輸
出ニ際シ事前許可
制ヲ適用シタガ、
尙日伯貿易ノ現在
ニ於テ對日輸出ハ
依然棉花ガ主ニシ
テ一九三九年ノ七
七、八〇六「トン」
ハ一九四〇年六
四、一九三「トン」
ト縮少シタガソノ
初メ大打撃ヲ氣遣



- (7) 銅棒材、裸銅線、被覆銅線、銅纜各種軍用銅電線(「ゴム」
其ノ他ニ被覆サレタルモノ)
(8) 各種銅合金
(9) 眞鍮、青銅
- (B) (1) 故眞鍮及故青銅
(2) 鑄塊其他形狀ノ眞鍮及青銅
(3) 塊狀、棒狀、板狀、薄板狀眞鍮及青銅
(4) 裸或ハ被覆眞鍮及青銅線
(5) 其他軍需品製造用ノ原料眞鍮及青銅
- (C) (1) 亞鉛鑛、故亞鉛
(2) 亞鉛鑄塊
(3) 亞鉛鈹、薄鈹及帶狀亞鉛鈹
(4) 層及故亞鉛
(5) 二〇%以上ノ鉛ヲ含ム亞鉛合金
- (D) (1) 「ニッケル」鑛
(2) 故「ニッケル」及「ニッケル」原材料
(3) 各種形狀ノ「ニッケル」(故「ニッケル」、原「ニッケル」棒
狀及薄鈹「ニッケル」鈹及故「ニッケル」鈹)
(4) 一〇%以上ノ「ニッケル」ヲ含ム合金

ハレタル程デナイ
麻子實及水品ハ共
ニ大増加ノ趨勢ニ
アリ、雲母モ大飛
躍ヲシ「コーヒー」
ガ昨年ニ入りテヨ
リ前年ノ三倍ト
ナリ「ブラジル」
トシテハ喜悅材料
デアアル羊毛ノ一
一九「トン」價格ハ
九八「コント」(十
九萬圓)ハ將來ニ
期待シテ可ナルベ
ク鹽濟牛皮ガ一九
四〇年ニ對日五〇
八五「コントス」
(百萬圓餘)ニ上ツ
タノハ皮革ノ對日
賣込動向ヲ測知シ
得ルニ充分デアル

- (E) (1) 加里及「カリウム」ヨリ製セル化學藥品及化合物
 - (2) 水素酸加里
 - (3) 炭酸加里
 - (4) 鹽素酸加里
 - (5) 過鹽素加里
 - (6) 青酸加里
 - (7) 沃度加里
 - (8) 硝酸加里
 - (9) 過滿俺酸加里
 - (10) 醋酸加里
 - (11) 重炭酸加里
 - (12) 磷酸加里及加里肥料
 - (13) 鹽化加里
 - (14) 硫酸加里
 - (15) 加里肥料ニシテ二七%以上ノ酸化加里ヲ含ムカ或ハ他ノ混合物ヲ含ムモノ
 - (16) 加里ノ化合物及化學藥品ニシテ加里ヨリ製セラレタルモノ及二七%以上ノ酸化物ヲ含ム
- 第二項 大藏大臣ハ本輸出事前許可制限ニ關シ省令ヲ以テ必要ナル命令ヲ發スル權限ヲ有シ更ニ後ニ至リ不必要ト認メラレル項目ニ關シテハ許可制度撤廢案ヲナスコトヲ得ル
- 第三項 本法令ハ發布當日ヨリ效力ヲ發シ前法令中本法ニ抵觸スル事項ハ失効スルモノトス

本邦向筵麻子ニ「ナヴィサート」制

六月七日附新聞報「ベルナンプロ」貿易斡旋所發

六月十一日附通商局日報三月十三日附報告

輸出許可制施行細則

大藏大臣ハ一九四一年二月七日附大統領令第三〇三二號第一條ノ規定ニ依リ次ノ訓令ヲ發ス

一、許可制ニ依ル總テノ製品及原料ノ國外輸出ニ對シテハ左記雜型記載ノ類別ヲ表示セル二三—三二「センチ」型五通ヨリ成ル検査證ヲ設定ス

二、伯國工業聯盟ハ其ノ支部及代表者ヲ仲介トシ検査證査證ノ權能ヲ賦與セラル

但、同聯盟ノ規定スル處ニ基キ各輸出書式毎ニ二十五「ミル」

最近在「ブラジル」英國領事ハ本邦向「ブラジル」産筵麻子ニ對シ「ナヴィサート」國賣手ニ「ナヴィサート」制(戰時檢閲制)要求ノ爲メ當地ノ邦商ハE、C、Bノ買付不能トナツタ唯一ノ對策ハ現金買輸出アルノミデアルト

「ブラジル」政府ハ豫テ立案中デアツタ輸出許可制ノ施行細則ニ關シ、一九四一年三月四日附官報紙上デ大藏大臣ノ訓令ガ公表サレタ、右細則ノ全文ハ上掲ノ通りデアル

- 乃至五十「ミル」ノ手數料ヲ徵收スルモノトス
- 三、伯國工業聯盟其ノ支部及代表者ハ查證ニ對シ製品ヲ構成スル原料使用ニ關スル検査證裏面記載ノ申告ニ付、審査ノ責任ヲ負フ
 - 四、「ブラジル」銀行銀行管理局ハ輸出商ガ前記各條項ノ規定ヲ履行シタル後、始メテ輸出票ヲ發行ス
 - 輸出票及検査證ハ稅關手續ノ一部ヲ爲スモノトス
 - 五、各稅關長ハ其ノ祕書課員ノ一名ヲシテ検査證ノ最後の查證ヲ執掌セシムベシ
 - 六、各稅關ニ於ケル通關手續ハ検査證ヲ添附シ、本訓令ノ定ムル處ヲ履行シタル後始メテ完了ス
 - 七、伯國工業聯盟ハ大藏省經濟統計局及「ブラジル」銀行銀行管理局ニ對シ各月次ノ報告ヲ爲スヲ要ス
- 一、輸出商別發行検査證數
 - 二、商社別輸出商品量及其ノ商業價格
 - 三、發送地及目的地別輸出商品量及商業價格
 - 四、積出港別輸出商品量及商業價格

輸出許可制追加品目

六月十一日
附通商局日
報
二月二十二
日附官報
法令第三〇
六七號

輸出許可制品目追加法令第三〇六七號（一九四一年二月二十一日附）

第一條 一九四一年二月七日附法令第三〇三二號第一條ノ規定ハ左記製品及ビ原料ニ對シテモ之ヲ適用ス

(イ) 銅

鑛石、精製品、「プリスター」（有泡銅）及ビ電解用銅ヲ含ム粗銅棒狀精製品、鑄塊、銅、釘、其ノ他商業用形狀ヲ有スルモノ、古銅及ビ屑銅、「チニューズ」、圓管、平板、薄板及太棒狀銅

◇ 針 金

裸線、絶緣線及鋼、「ゴム」被覆線、防水被覆線並ニ其他ノ線及類似品、彈藥製造用品、諸合金、「エソスト」、眞鍮及青銅線

(ロ) 眞鍮及青銅

屑、鑄塊、其ノ他商業用形狀ヲ有スルモノ、棒、板、管、裸線、絶緣線、其ノ他彈藥製造用品ヲ含ム基本製品

(ハ) 亜鉛

鑛石、精製品及鑄滓、鑄塊、壓延或ハ曳延シタル板及塊、

「ブラジル」國政府ハ鑛物其他ノ基礎資材、化學製品、機械金具等ノ米洲以外諸國向輸出ニ對シ許可制ヲ實施シタガ、今般更ニ二月二十二日附官報ヲ以テ法令第三〇六七號ヲ公布シ右、輸出許可制適用品目ニ銅、眞鍮、青銅、亞鉛等ノ原料及製品ヲ追加シタ尙右法令譯文ハ上掲ノ通りデアル

昭和十六年六月十八日
附「サンパウロ」

- 薄板、屑、合金、鑄屑及亞鉛二割以上ヲ含ム製品
(ニ)「ニツケル」
鑛石、精製及粗製品、鑄塊、棒、細條、薄板、平板、屑、其ノ他一割以上ノ「ニツケル」ヲ含有スル合金
(ホ)加里
加里鹽及複合物、水酸化加里、炭酸加里、鹽化加里、過鹽化加里、「イオドレト」、「シアン」化物、硝酸鹽、過滿俺酸鹽、醋酸鹽、重炭酸鹽及「ピタルトラツト」
加里性肥料、鹽化物及加里硫酸鹽、其ノ他加里鹽化物二割七分以上ヲ含有スル加里性肥料及加里酸化物二割七分以上ノ加里鹽ヲ含ム混成品
第二條 大藏大臣ハ省令ニ依リ右以外ノ製品及原料ニ對シ許可制ヲ適用シ、又現在許可制ヲ適用セラレ居ルモ將來必要ニ應ジ之ヲ除外スル權限ヲ與ヘラル
第三條 本法令ハ公布ノ時ヨリ施行ス、本法令ニ反スル規定ハ之ヲ無効トス
- 米洲外輸出禁止品目
- 1 雲母
 - 2 水晶

「サンパウロ」貿易
斡旋所發來電ニ
ヨルト「ブラジル」

ウロ「貿易
斡旋所發
六月十三日
附大藏省令

六月二十二日
附新聞報
六月二十日
附「リオデ
ジヤネイ
ロ」特電

- 3 「ダイヤモンド」
 - 4 「マンガン」
 - 5 「ニツケル」
 - 6 鐵鑛
 - 7 銑鐵
 - 8 「ゴム」
 - 9 「ボーキサイト」
 - 10 「クローム」
 - 11 錫
 - 12 風信子鑛(「ジルコン」)
 - 13 「ルーチル」(金紅石)
- 米國外鑛石禁輸後報
- 金剛石
水晶
雲母
滿俺等々

國デハ六月十三日
附大藏省令ヲ以テ
米洲外輸出禁止品
トシテ上掲十三品
目ヲ發表シタ

「ブラジル」ノ重
要鑛物ノ北米向ケ
以外ヘノ禁輸問題
ハ、ワガ方デモ交
涉ヲツヅケテキル
ガ、コレヲ緩和セ
シメルコトハ頗ル
困難ノヤウデア
ル、スデニ爲替取
組ノアツタモノナ

ドノ輸出ニ對シテ、任意的ニ輸出許可ヲ與ヘテハキルガ、ソレハ過渡期ノ暫定的處置デ二十日一リオデジヤネイロ一出帆ノ西阿丸(六、六五八トン)以後ニ鐵物ヲ日本ニ送ル船ガ續クカドウカ心配サレテキル

コノヤウナ傾向ハ二月初旬、輸出事前許可制實施ノ際スデニ現ハレテキタノダガ、ソノ後我が商社ヨリノ輸出願ニ對シテハ、比較的圓滑ニ許可ガ與ヘラレテキタノデ、ソノ運用ニ期待シテ樂觀サレテキタモノダツタ

シカモ前回ノ許可制ノ時ハ北米以外米洲諸國ヘノ輸出ハ自由ダツタガ、今度ハ北米以外ハ、他ノ南米諸國ヘノ輸出モ禁止シ、再輸出ニヨル拔ケ道ヲ豫メ封鎖シテアル、今度ノ方法ニヨル北米ヘノ輸出方法ハ、マダ明カデハナイガ、傳ヘラルルトコロニヨルト、金剛石ノゴトキハ、「ブラジル」銀行ノ各地支店ノ検査所ニオイテ、先般新設サレタ輸出入局ノ勘定ニオイテ金剛石ヲ買上ゲ、ソレヲ北米ノ一定ノ業者ニ賣リ、在米ノ「ブラジル」銀行デ決済スル

スナハチ伯銀ガ
 輸出業者ニナ
 リ、從來ノ輸出
 業者ハ伯銀ニ賣
 ヲテ手数料商人
 ニナルワケダ、
 シカモ伯銀ノ買
 上ノ値段モ大體
 日本ノ買付ケテ
 手タ値段ニ近イ
 モノデ、業者ノ
 取得スル手数料
 モ一割ノ好條件
 トイハレ、業者
 モ満足シテキル
 ヤウダ、ソノ他
 水品、雲母、滿
 俺モ大體同様ト
 見ラレル
 南米諸國ノ對米事
 情ハ複雑微妙ダカ
 ラ「ブラジル」ガ
 カカル處置ヲトツ
 タコトハ遺憾ナコ
 トダガ、コレノミ
 ニヨツテタダチニ

「ブラジル」ノ中
 立性ヲ云々スルノ
 ハ、マダ早イヤウ
 ダマタ他面「ブラ
 ジル」國ハ、北米
 カラ供給ヲウケネ
 バナラヌ多クノモ
 ノヲ持ツテキル、
 先般モ米ノ石油船
 引揚ニヨツテ「ガ
 ソリン」危機ノ到
 來サヘ傳ヘラレタ
 ガ、北米ノ「ガソ
 リン」ガ止レバコ
 ノ國ハ非常ニ困
 ル、マタ工業化ノ
 途上ニアルコノ國
 トシテ、鋼鐵ト機
 械類ノ輸入ヲ北米
 カラドウシテモ仰
 ガネバナラヌ始末
 デアル、ワガ方、
 目下コレガ打開工
 作ニ當ツテキル

昭和十六年
六月三十日
附通商局日
報

輸出制限強化品目

- 1 雲母
- 2 水晶
- 3 「ダイヤモンド」
- 4 護謨
- 5 「マンガン」
- 6 「フェロ・ニッケル」
- 7 「ボーキサイト」
- 8 「ルチロ」(「チタニウム」礦)
- 9 「ベリル」
- 10 「クローム」
- 11 「ジルコン」

六月十三日「ブラジル」銀行監督局ハ十一日附大藏大臣ノ命令ニ基キ上掲十一品目ニ對シ、「アメリカ」ヲ除ク其ノ他諸國ヘノ輸出證(「ギア・デ・エスホルダソン」ノ發給ヲ停止シタ

ヴェネ
ズエラ

十二月二十
三日着電)

故
鐵

輸出禁止トナル

智利

昭和十四年九月二十七日附大統領令(八月二十日ヨリ起算シ向フ十八ヶ月間輸出禁止期間延長)ヲ十月七日公布

昭和十五年(二月十五日附報告)

鉄力屑

(イ) (輸出禁止品)

- 1 白色及赤色「グアノ」
- 2 故 鐵
- 3 故 銅

(ロ) (輸出不能品)

- 1 石 灰
- 2 板硝子
- 3 洋 灰
- 4 鐵 (條狀及鋌狀ノモノニシテ塊狀ノモノヲ含マズ)
- 5 ポプラ材及インシグニス松材

國內需要ノ關係ヨリ昭和十一年七月十三日以降輸出禁止シ居リタルヲ延長セルモノ

外務省商務部同章ニヨレバ更ニ今後ノ事態ニ應ジ隨時品目ノ削除追加ヲ行フヘキ由

智利

- 6 各種紙類、新聞用紙、厚紙7寸
- 8 金物類
- 9 綿布及絹布
- 10 化粧煉瓦、導管類
- 11 塗料
- 12 加工牛乳(煉乳、粉乳等)
- 13 玉蜀黍、採油用種子、小麥粉
- 14 豚脂、バター

ウルグアイ國

昭和十五年
三月大統領
令ヲ以テ發
表

鐵力屑

輸出禁止解除
昭和十四年九月大
統領令ヲ以テ一般
ノ金屬及反金屬ニ
付輸出禁止ヲ行ヒ
シガ今般鐵力屑ノ
ミ解除セリ

昭和十五年
三月十二日
着電

昭和十六年
月五日着
電(新聞報)
一月四日大
統領令

昭和十六年
二月三日附
來電

四月十四日
附外務省通
商局日報發
表
一月二日附
勸業省令

總テノ故鐵

屑鐵

屑銅

輸出禁止品目

上記品目ハ輸出禁
止トナル

輸出禁止トナル
(右措置ハ同國ノ
新工業ノ確立並ニ
發達ヲ圖ル爲メ執
ラレシモノトセラ
ル

硫酸銅ヲ原料トス
ル除蝨劑製造ヲ計
畫セル里馬市ノ一
商社ヨリ、之ガ主
要原料タル屑銅原
料ノ確保方ニ關シ
政府ニ申請中ノト
コト秘露政府ハ一
月二日附勸業省令
ヲ以テ
(一)國內ニ存在スル
原料ニ依ル新工

業ノ設立及既設
工業ノ振興ハ政
府ノ方針ニ合致
スルコト
(一) 國內ニ於テ使用
シ得ベキ屑銅ノ
數量ハ僅少デ年
額三十萬内外之
ガ輸出ニヨル國
家の利益ハ殆ン
ド問題トナラザ
ルコト
(二) 計畫中ノ前記工
場ノ原料ノ存在
ヲ確保シ置クコト
ハ適當ノ處置ト認
メラレ、又製銅ヲ
輸出スルコトナク
國內在庫ノ屑銅ヲ
以テ圓滑ニ操業シ
得ルトスレバ製銅
輸入ニ依ツテ生ズ
ベキ對外支拂ヲ防
止スルモノデア
ル
トノ理由ニヨリ、
同日以後國內所在
ノ凡テノ屑銅ノ輸
出ヲ禁止シタ

ペルー

昭和十六年
五月十日着
リマ來電五
月八日附大
藏省令

新輸出許可制品目

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 「アンチモニー」 | 2 砒酸 |
| 3 「アムモニア」 | 4 蓖麻子油及同種子 |
| 5 「クロロム」 | 6 「コバルト」 |
| 7 椰子實及同製品 | 8 銅 |
| 9 「コブラ」棉「リントー」 | 10 麻ノ種子 |
| 11 皮革 | 12 「カボツク」 |
| 13 鉛 | 14 「マンガン」 |
| 15 水銀 | 16 雲母 |
| 17 「モリブデン」 | 18 「ニツケル」 |
| 19 規那 | 20 護謨及類似品 |
| 21 硫酸 | 22 鞣用樹皮 |
| 23 錫 | 24 「チタニウム」 |
| 25 「タングステン」 | 26 「ウォルフラム」及同類似品 |
| 27 「ウラニウム」 | 28 「ヴァナヂウム」 |
| 29 亜鉛 | |

秘露政府ハ五月八
日附秘露ニ於ケル
軍需資源ノ一部
ノ輸出ニ對シテ米
國ニ於ケルト同様
ノ輸出許可制ヲ採
用スル旨發表シタ
ガ新聞報ニヨレバ
上掲品目ノ外羊毛
石綿等が見ラレル
尙再輸出ニ對シテ
モ同様許可ヲ要ス
ル

グアテ
マラテ

昭和十六年
五月十三日
附大統領令

米洲以外へノ輸出及再輸出禁止令

(内容)

現下ノ世界ニ於ケル異常態ニ鑑ミ國家防衛ノ爲ノ特別措置ヲ

講ズル必要アリ、依テ左ノ通り命令ス

第一條 共和國ノ産物又ハ其ノ一部又ハ全部加工セラレタル

物品ヲ行政部ノ特別許可無クシテ米洲以外ノ諸國ニ輸出ス

ルコトヲ禁止ス

右物品ノ輸出ハ同種ノ豫防措置ヲ採用セザル米洲諸國ニ對

シテモ許可セラレザルモノトス

第二條 前條ノ方式ノ下ニ總テノ種類ノ輸入品ノ再輸出ハ之

ヲ禁止ス

「グ」國政府ハ五月十三日附ヲ以テ輸出許可制ニ關スル大統領令ヲ公布シタガ右ハ「グアテマラ」國ノ國防上ノ特別ノ措置ト云ハレ、ソノ内容ハ大凡上掲ノ通りデアル
尙上掲二條ヲ以テ規定シタル外第三條、第四條ニ於テ實施規定ヲ附シタ簡單ナモノデ米洲以外ノ輸出、再輸出ヲ禁止スルヲ目的トシタモノデア
ルガ他ニ米洲ニ於ケル各國ノ此ノ種措置ニ出ヅルモノモアルノデハアルマイカト注目サレテキル

アサル
トル

昭和十六年
六月九日附
着電

輸出及再輸出許可制施行

大統領要旨

- 第一條 「サルヴァドル」國產又ハ「サルヴァドル」國仕出ノ凡ユル商品、生産物及貨物ハ大藏大臣ノ特別許可無クシテハ之ヲ輸出及再輸出スルコトヲ禁止スル
- 第二條 大藏大臣ハ「サルヴァドル」國ヨリ輸出セラレルベキ商品ノ原産國若クハ仕出國及仕向國ニ於ケル許可制ヲ參酌シテ前條ノ許可ヲ附與スル
- 第三條 輸出及再輸出貨物デ本令ニ違反スルモノハ沒收サレ、且貨物價額ノ二倍ニ相當スル罰金ヲ課セラル
- 第四條 官報公布ノ日ヨリ本令ヲ實施スル

五月二十三日附ヲ以テ「サルヴァドル」國大統領ハ「サルヴァドル」國ヨリノ輸出及再輸出ニ許可制ヲ施行スル旨ノ大統領令ヲ公布（五月三日ノ官報デ）シタ

ドミニカ國

昭和十六年
六月十一日
附新聞報

再輸出及輸出禁止品目

- 1 「アンチモニー」
- 2 「アスピスト」
- 3 「クローム」
- 4 牛馬皮
- 5 「セリブデン」
- 6 「ゴム」含有量一〇%以上ノモノ
- 7 絹
- 8 曹達錯酸鹽
- 9 曹達「カルシウム」
- 10 「ストロンチウム」製品
- 11 「ノチツベンジン」
- 12 「ヴァナヂウム」
- 13 地金、棒金、鋳金、針金等建築材料
- 14 脚柱材料
- 15 「レール」
- 16 鐵管、針金、鋳力
- 17 車輛、車軸、「ボールト」

「ドミニカ」國デ
ハ本年四月二十六
日再輸出禁止品目
ヲ發表シタガ該禁
止令ノ違反者ハ六
ヶ月以上二箇年ノ
禁錮並ニ二百弗以
上一千弗以下ノ罰
金ヲ科セラルマタ
政府ハ必要ナル場
合ハ上掲ノ類似品
他ノ商品ノ輸出モ
禁止シ得ルコトヲ
規定シアル

ビコロン

昭和十六年
五月二十九
日附官報公
布
五月二十四
日附大統領
令第九六六
號

ビコロン

「コロンビア」國政府ハ五月二十四日大統領令ヲ以テ原産國ニ於ケル輸出許可制下ノ物資ニシテ「コロンビア」國ニ轉入サレタモノハ、之ガ再輸出ヲ禁止スル、但シ正當ナル理由ガアツタ場合ニハ、當該物資原産國ニ對シテノミ之ガ再輸出ヲ許可スル旨ノ爲替管理局決定第一〇六號ヲ承認シ五月二十九日附官報ヲ以テ公布シタ右ハ「アメリカ」ノ輸出許可制ノ強化ニ協力セルモノト傳ヘラレテキル

二五四ノ一〇

ホン
デ
ユ
ラ
ス
テ

昭和十六年
六月十三日
着電

昭和十六年
六月十九日
着電

輸出及再輸出制限令

發 令

輸出及再輸出禁止令
 第一條 左記物品ハ米國竝ニ米洲諸國デ輸出統制ヲ實施シテ居
 ルモノ以外ノ國ニ對シテハ輸出ヲ禁止スル

- 1 椰子油
- 2 「ヒマシ」油又ハ蠶豆製油及原料種子
- 3 亞硫酸（硫黃及硫黃鑛ヲ含ム）
- 4 「エチル」酒精
- 5 「アルミニウム」
- 6 「アンチモニー」
- 7 石 綿
- 8 砒 素
- 9 「バリウム」

「サン・サルヴ
 ドル」新聞紙ノ報
 ズル所ニ依レバ、
 今般「ホンテユラ
 ス」國ニ於テハ年
 需資材ノ輸出竝ニ
 再輸出制限ニ關ス
 ル大統領令ヲ六月
 十一日附發布シタ
 ト

「ホ」國ニ於ケル
 輸出及再輸出制限
 ニ關スル大統領令
 ハ六月三日附ヲ以
 テ制定サレ十一日
 附公布サレタガ上
 掲ハ右主要條文及
 主要關係品目デア
 ル尙他ノ報告ニヨ
 レバ上掲品目ノ他
 「コブラ」「アルコ
 ール」
 綿絲等ノ品目モ見
 エテキル

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| 10 「カドミユウ」 | 11 銅 |
| 12 「コバルト」 | |
| 13 窒素化合物(「アンモニア」及硝酸「アゾツク」ヲ含ム) | |
| 14 「クレオソート」 | 15 石英 |
| 16 「クローム」 | 17 皮革 |
| 18 工業用「ダイヤモンド」 | 19 螢石 |
| 20 錫 | 21 磷酸鹽 |
| 22 椰子纖維 | 23 「アガヴェ」植物纖維 |
| 24 鐵及銅 | 25 石 墨 |
| 26 棉纖維 | 27 「カボツク」 |
| 28 護 謨 | 29 「マンガン」 |
| 30 「マグネシウム」 | 31 水 銀 |
| 32 皮鞣材料 | 33 「モリブデン」 |
| 34 「ニツケル」 | 35 雲 母 |
| 36 「ブラチナ」 | 37 鉛 |
| 38 「ボツタス」 | 39 「キニーネ」 |
| 40 規 那 | 41 麻種子 |
| 42 「チタン」 | 43 「タングステン」 |
| 44 「ヴァナヂウム」 | 45 「ウラニウム」 |

46 「ジルコニウム」

47 亞鉛

第二條 米國及米洲諸國デ本條同様ノ統制ヲ實施シテ居ル國向ケノモノヲ除イテ、米國カラノ輸入品デアツテ同國ニ於ケル輸出統制品録ニ含マレルモノノ再輸出ハ禁止スル

第三條 手荷物中ニ旅行者ガ携帯スル寶石、又ハ自由品ハ其ノ一部、若クハ全部ガ第一條記載ノ原料品ヲ以テ完成サレタルモノカ否カヲ問ハズ、之ヲ本令ノ禁止カラ除外スル

第四條 罰 則

第五條 政府ノ裁量ニ依リ第一條ノ品目ハ之ヲ増減スルコトヲ得ル(以下略)

四
阿
弗
利
加
洲

四國英陸航

(四) 阿弗利加洲

國名	年月日	輸出禁止又ハ許可品目	備考
埃及	昭和十四年八月二十七日附勅令二十八日附官報ヲ以テ公布即日實施	<p>公布後省令ヲ以テ隨時追加セルガ九月三十日現在禁止品目左記ノ通り</p> <p>(一) (國內必需品ニシテ殆ンド之ガ供給ヲ國外ニ仰グモノ)</p> <p>1 石 炭 2 木 材 3 藥品類</p> <p>4 機械器具</p> <p>5 自動車用部分品、自動車、一切ノ運搬用具類</p> <p>6 車輛用「タイヤ」類、護謨製品</p> <p>7 食糧品(「バター」、「チーズ」其他農酪品、罐詰類、麥粉、肉類等)</p> <p>8 「ジュート」及同製品</p> <p>9 化學肥料</p> <p>10 紙類及板紙類 11 毛絲</p> <p>12 空罐類</p> <p>(二) (國內ニ生産セラルルモ其ノ數量少ク海外ヨリ輸入スルモノ)</p> <p>1 「ペトロロール」、「ベンジン」石油、重油</p> <p>2 「セメント」及建築材料</p> <p>3 「食糧品(野菜類、穀類果實等)」</p>	<p>大藏大臣ノ許可無キ限り輸出ヲ禁止ス國內必需品ノ不足ヲ防ギ以テ國內經濟ノ安定ヲ計ラントノ趣旨ニ出ヅ</p> <p>(註) (一) 農産物中殊ニ食糧品ハ供給潤澤ナルモ「ストック」確保ノ目的ニ出ルヲ以テ絶對的輸出禁止品ニアラズ政府ノ許可ヲ得タル上輸出シ得</p> <p>(二) 對獨逸取引禁止令ニ依リ獨國向埃及棉ノ輸出ハ禁止セラルルハ</p>

埃及

<p>昭和十四年十月十六日大藏省令ヲ以テ輸出禁止解除</p>	<p>4 生家畜 (牛豚等) 5 一切ノ織物類並ニ衣服用品 (綿布人絹布等極メテ少量ノ國內生産有リ) 6 生皮及鞣革 7 植物性油及脂肉類 8 植物種子及採油用種子 (三) (國內生産潤澤ノモノ) 1 滿 俺 2 生家畜 (羊、家禽類) 3 食糧品 (米、野菜類特ニ葱、トマト、レモン、バナナ、棗等) 1 米 2 鶏 卵 3 石 鹼 4 牛乳、各種乳製品 (バター、チーズ) 1 化學肥料 2 各種紙、「ボール」紙 3 毛 絲 4 空 堀</p>	<p>勿論獨逸ヘノ輸入ヲ防グ爲近接諸國向輸出ニ對シ過去三ヶ年ノ平均輸出量以上輸出ヲ禁止スルトノ内規アリ (三) 一度輸入シタル外國品ノ再輸出ハ殆ンド絶對ニ禁止セリ (四) 中繼貨物ハ禁制品ナラザル限り大藏大臣ノ許可ニ依リ輸出シ得 國內潤澤ナル故輸出貿易ノ圓滑ニ資スルニアリ</p>
--------------------------------	---	---

附及九月十七日附大藏省令

昭和十五年五月十九日大藏省令ヲ以テ公布

埃及、外國貨幣及同省令規定ノ有價證券

棉質油粕

昭和十五年七月三十一日附大藏省

輸出禁止
 但シ埃及、外國貨幣ニ付テハ商工業ノ使途ニ供シ又ハ一九三九年八月二十七日ノ勅令第九八號第一條所定ノ場合、有價證券ニ付テハ特殊認可理由ヲ認ムル場合許可セラル本禁止令ハ近時英米クロスレート漸落シ英貨不安ニ伴フ埃貨不安招來ノ結果ニヨル國內資本逃避ノ防止ニアリ

輸出禁止

令、八月八日
附官報公

昭和十五年十二月六日
附稅關總務局告示、即日實施

棉花

輸出許可申請手續ノ改正ニヨリ一般埃及產品並外國品ノ再輸出品ニ對シテモ同様手續ヲ要ス、即チ日本(各屬領ヲ含ム)イラシ、イラク、シリア、レバノン、並ニ「グイシー」政府下各屬領向積出ニハ輸出許可申請書正副三通ヲ要ス

英領東
カアフリ

昭和十四年九月十二日
着電

棉花、曹達、ワットル・エキストラクタ等

輸出許可制トナル

南阿聯邦

昭和十四年十一月三日附官報ヲ以テ公布即日實施

昭和十五年一月十二日附官報ヲ以テ二月十五日ヨリ實施

四月十二日附官報公布即日實施

小麥及同製品

南阿及西南阿商品

(イ) 未現像フィルム
(ロ) 現像フィルム
燒付フィルム、地形事物ノ寫真地圖プランフレツチ、繪畫プリント其他描寫、畫報

農林次官ノ許可ナキ限り(西南阿、バストランド、スワジラント、ベチヤナラント向ヲ除ク)輸出禁止

英帝國、瑞典、佛國、葡國、土耳其以外ノ歐洲諸國向輸出ニハ商工省ノ許可ヲ要ス(輸出許可制)

(イ) ニ付テハ英王國及佛國以外ノ諸國向輸出ヲ禁止シ右地域向ト雖モ郵便以外ノ方法ニヨルヲ得ズ
(ロ) ニ付テハ商工當局ノ許可ヲ得タル場合ノ外郵便以外ノ方法ヲ以テ諸外國(英、佛ヲ除ク)ニ輸出スルヲ得ズ